

農業をめぐる内外情勢と食・農・暮らしを守る処方箋

東京大学教授 鈴木 宣弘

規制緩和、自由貿易の正体～グローバル企業への便宜供与

米国民が否定した TPP(環太平洋連携協定)を TPP11(米国抜き TPP)で推進し、TPP 型の協定を「TPP プラス」(TPP 以上)にして、日欧 EPA(経済連携協定)や RCEP(東アジア地域包括的経済連携)にも広げようと日本政府は「TPP ゾンビ」の増殖に何故に邁進するのか。

国家戦略特区に象徴される規制緩和はルールを破って特定企業に便宜供与する国家私物化であり、TPP 型協定に象徴される自由貿易は国境を越えたグローバル企業への便宜供与で世界の私物化である。つまり、自由貿易＝グローバル企業が自由にもうけられる貿易であり、グローバル企業の経営陣は、命、健康、環境を守るコストを徹底的に切り詰めて、「今だけ、金だけ、自分だけ」(3 だけ主義)で儲けられるように、投資・サービスの自由化で人々を安く働かせ、命、健康、環境への配慮を求められても ISDS(投資家対国家紛争処理)条項で阻止し、新薬など特許の保護は強化して人の命よりも企業利益を増やそうとする。利権で結ばれて、彼らと政治、メディア、研究者が一体化する。これが規制緩和、自由貿易の正体である。これは本来の自由貿易でないとしてティグリス教授は言う(氏は本来の自由貿易は肯定。我々は本来の自由貿易も疑問視する)。

格差拡大、国家主権の侵害などを懸念し米国民の圧倒的多数が否定したのが TPP だ。日本を含む多くの市民の声も同じなのに、大多数の市民の声とグローバル企業と結託した政治家の思惑とが極度に乖離した政治状況は各国ともに何ら改善されていない異常さを TPP11 の推進を目の当たりにして痛切に感じる。

米国内のグローバル企業とその献金で生きる政治家は、米国民の声とは反対に、今でも命や環境を犠牲にしても企業利益が最大限に追求できる TPP 型ルールをアジア太平洋地域に広げたいという思いが変わらないから、そういう米国の TPP 推進勢力に対して、日本が「TPP の灯を消さない」努力を続けているところを見せることも重要な米国へのメッセージなのである。

このように、国民の声と政治は必然的に乖離する。「1%対 99%」と言われるが、政治は 1%の「お友達」の利益のために進められるから、99%の声は無視される。日本が最も極端であり、そうしたグローバル企業などの要求を実現する窓口が規制改革推進会議であり、官邸の人事権の濫用で行政も一体化し、国民の将来が一部の人達の私腹を肥やすために私物化されている現状は限度を超えている。

一方、その対極に位置するのが農林水産業を核にした共助・共生システムである。一部に利益が集中しないように相互扶助で農家や地域住民の利益・権利を守り、命・健康、資源・環境、暮らしを守る共同体(農協、漁協など)は、「3 だけ主義」には存在を否定すべき障害物である。そこで、「既得権益」「岩盤規制」と攻撃し、ドリルで壊して市場を奪って私腹を肥やそうとする。これが「対等な競争条件」要求の実態である。

「TPP おばけ」と揶揄した人達が「TPP ゾンビ」を推進

「儲かるのはグローバル企業の経営陣のみで国民の暮らしは苦しくなる(賃金は下がり失業は増える)」「国家主権の侵害だ」「食の安全が脅かされる(注)」との米国民の声は大統領選で大きなうねりとなり、TPP を否定した*。日本の TPP 反対の主張と同じだった。日本の TPP 反対者も含め、市民の力が「やはり TPP は悪い」と証明した。TPP 反対者を「実体のない恐怖を振りまく”TPP おばけ”」と批判した人々は反省すべきである。

ところが、我が国は「バラ色」としか言わず、不安の声を抑えつけ、多くの懸念事項について国会決議との整合性も含め、納得のいく説明をするつもりもなく TPP を強行批准した。最初から「早く強行採決しろ」としか指示していなかった。国会答弁もその他の説明でも見え透いたウソとごまかしが平然と繰り返され、まかり通ってしまう我が国の民主主義が問われている。

そして、TPP11 の推進や、さらに「TPP プラス」の日欧・日米自由貿易協定や、より柔軟で互恵的なアジア中心の経済連携協定にできる可能性を持っていた RCEP も TPP 化しようとしている。これこそ「TPP おばけ」である。*米国も署名はしているから大統領が交代したら再度批准の動きが出る可能性あり。

(注)「この協定によって、たとえばベトナムやマレーシアからのエビやその他魚介類の輸入が増加するだろう。2012 年にベトナムから輸入された海産物は 206 回も汚染問題で搬入を拒否された。一方、マレーシアの輸出業者は、FDA(米国食品医薬局)の警告と反ダンピング義務の双方を逃れる目的で、中国産のエビを移送するような行動をとってきた。こうしたことを何故防いだのか? 不潔な産品、汚染された産品、抗生物質漬けの産品だからだ。加盟国の食品安全法制が改善されるのではなく、この協定は重要なアメリカの食品安全規制を脅かしさえするのだ。」(ロサ・デローロ議員、コネチカット州、民主党、米国下院一般演説 2013 年 12 月 4 日)

TPP 破棄なのに「TPP プラス」の日米 FTA はありえない

「1% vs 99%」の声がトランプ大統領誕生に貢献したのは間違いないが、トランプ氏自身は、クリントン氏と指名争いを演じたサンダース氏のような意味で、市民側に立つわけではない。トランプ氏の政策を「地産地消」として評価する日本の識者もいる。しかし、トランプ氏自身は、米国産業の空洞化(海外進出や外国人雇用)を促進する TPP はダメだと言っているが、「地

産地消」ではなく、海外にも Buy American(米国民は米国製品を買え。日本人も米国車や米国米を買え)という身勝手さである。そもそも米国は TPP の事前交渉でも米車の最低輸入義務台数(ミニマム・アクセス米ならぬミニマム・アクセス・カー)を求めていたが、こうした要求をトランプ氏は強めている。

米国は多い年には穀物3品目だけで1兆円に及ぶ実質的輸出補助金を使って輸出振興しているが、TPPであれ日米FTAであれ、米国の補助金はお咎めなしである。日本は垣根を低くして、米国の補助金漬けの農産物で潰されようとしている。何が自由貿易か。いや、これこそ「自由貿易」=「米国が自由にもうけられる貿易」なのである。これを強化しようとしているのがトランプ氏と言える。つまり、「自身のことは棚に上げて相手を徹底的に攻撃する」米国の身勝手な特徴が従来以上に増幅されるとみなくてはならない。

日本のTPP強行批准は、TPP水準をベースラインとして国際公約し、米国には上乗せした「TPPプラス」を喜んで確約するものである。「まず、TPPレベルの日本の国益差し出しは決めました。次は、トランプ大統領の要請に応じて、もっと日本の国益を差し出しますから、東京五輪までは総理をさせて下さい。」というメッセージを送ったのである。

「鴨葱」外交

2017年2月の訪米も11月の訪日も日本メディアは「大成功」と持ち上げたが、米国では、「Flattery(ごますり・へつらい・従属)」外交と評した(タイム誌)。まさに「鴨が葱を背負って鍋と調味料まで抱えて訪ねた」ようなものだ。訪米時には日米経済対話をわざわざ我が国から提案し、共同声明には日米FTAが選択肢と明記し、早々と日米FTAへのレールは敷かれた。トランプ大統領の来日時にも共同声明では明示されなかったが、日米FTAへの強い意思表示があった。

TPPが破棄されたのだから、「更地」からスタートすべきなのに、TPPをベースにしてTPPに上乗せした要求を受け入れようとするなどあり得ない話だ。なぜこんなことになるのか。ずるずると米国の要求に応え続ける政治・外交姿勢から脱却できない限り問題は永続する。

2017年4月18日に日米経済対話もスタートした。朝鮮半島有事に備えて米国に日本を守ってもらうには、「何でもすぐやる」日米経済対話にすべきと対米追従強化を煽る論調もあるが、今改めて明白になったことは、日米安保の幻想ではないか。米国のニュースは北朝鮮の核ミサイルが米国西海岸のシアトルやサンフランシスコに届く水準になってきたことを報道し、だから韓国や日本に犠牲が出て、今の段階で叩くべきという議論が出ている。つまり、米国は日本を守るために米軍基地を日本に置いているのではなく、米国本土を守るために置いている。トランプ大統領が総理に話したという「米国は常に日本とともにある」(邦訳)の原文は、「stand behind Japan」なのは象徴的である。東アジア諸国との敵対を煽り、米国に盲目的に追従することの差し迫った危機を認識せねばならない。

TPP11の偽装合意(2017年11月)～米国には「スネ夫」、米国いないと「ジャイアン」日本

ベトナムでの閣僚会合で共同議長の日米が大筋合意したと発表後に、カナダの貿易相が合意していないと否定し、カナダ首相も安倍総理による何時間もの説得にも応じず、首脳会合による合意確認はお流れになった。このことから、日本が主導して強引に合意を装った「偽装合意」の印象は否めない。

閣僚声明文のとおり、agreed on the core elements(核となる項目について合意した)が、米国がTPPに復帰したら「解冻」する前提で、元のTPP12の協定文から20項目を凍結した上、マレーシアが主張する国有企業の優遇禁止の凍結や、カナダが求めていた文化産業の著作物保護の例外扱い要求など4項目は未解決のまま残されている。日本側は「カナダがあのような態度をなぜとったのかわからない」と説明したが、「首脳間で合意を確認するレベルでない」と言ったカナダのほうが妥当のように思われる。カナダ政府は、その後も、ダナンでの「大筋合意」は、「一層の議論のためのいわば通過点で暫定合意ではない」(a sort of pathway for further talks and not a tentative deal)と表明している。

決裂した項目は外して、合意できた部分だけをもって大筋合意と言うなら「言葉遊び」で何とでも言える。最近、このような「合意」が頻繁に使われるようになった。

2015年10月のTPP12の「大筋合意」は come to an agreement で、条文は一応できていた(新薬のデータ保護期間の延長について日本が提案した8年とも5年ともとれる「玉虫色」の条文が「同床異夢」の解釈を可能にしていたことなど、解釈も含めて条文の確定作業が残っていた)。

2017年7月の日欧EPA(経済連携協定)の「大枠合意」は agreement in principle で、ISDS(投資家対国家紛争解決)条項を「死んだもの」と断じたEUとISDSに固執する日本との溝が深く、投資部分が未合意となっていた。内政での行き詰まりから国民の目を逸らすために強引に外交成果を急ぐという常套手段に日本政府は味を占めてしまったようだ。もう一つは、既成事実化を急いで、今回のカナダのような納得していない国に圧力をかけていく手段でもある。日本は2018年の年明けの署名をめざしているが、米国とのNAFTA(北米自由貿易協定)再交渉やケベック州の選挙なども控えるカナダの動向が注目される。

米国がいると、「ジャイアン」たる米国にへつらう「スネ夫」の日本が、米国がいないで、アジアの国々が中心になると、途端に自分が「ジャイアン」ぶる。カナダの反発もわかる。筆者は、以前から日本とアジア諸国とのFTAの事前交渉に数多く参

加し、TPP12で米国が他国に行ったジャイアンぶりを、日本がアジアとのFTA交渉で相手国に露骨に行うのを目の当たりにし、非常に恥ずかしく情けなく思った。

TPP11も日米FTAも「両にらみ」～TPP破棄で一番怒ったのは米国農業団体だった

日米FTAを避けるためにTPP11を急いだという解釈も違う。トランプ政権中は米国のTPP復帰は絶望的な中で米国抜きのTPP11が合意されたら、出遅れる米国は、逆に日米FTAの要求を強めるのが必定である。かつ、その際にはTPP以上の譲歩を要求されるのも目に見えている。

そもそも、TPP破棄で一番怒ったのは米国農業団体だった。裏返せば、日本政府の影響は軽微との説明は意図的で、日本農業はやはり多大な影響を受ける合意内容だったということが米国の評価からわかってしまう。せっかく日本から、コメ(毎年50万トン*の輸入を米国に保証)も、牛肉も、豚肉も、乳製品も、「おいしい」成果を引き出し、米国政府機関の試算でも、4千億円(コメ輸出23%増、牛肉923億円、乳製品587億円、豚肉231億円など)の対日輸出増を見込んでいたのだから当然である。

*77万t枠の約半分36万t+6万t(業務用米)+枠外約8万t

しかし、これまた感心するのは、米国農業団体の切り替えの早さである。すぐさま積極思考に切り替えて、TPPも不十分だったのだから、2国間で「TPPプラス」をやってもらおうと意気込み始めた。それに応じて「第一の標的が日本」だと米国通商代表が議会の公聴会で誓約した。

両面から米国への忠誠をアピール

日本はTPPプラスの米国からの要求を見越している。そもそも、米国の離脱後にTPPを強行批准したのが、トランプ大統領へのTPPプラスの国益差し出しの意思表示だ。先日のトランプ大統領の来日時にも共同声明では明示されなかったが、日米FTAへの強い意思表示があった。日本側は首脳会談では日米FTAは議題にならなかったと言ったが、駐日米国大使は議論したと認めている。TPP12以上の上乗せを日米FTAで要求するか、TPP12以上の上乗せを要求してTPPに復帰しようとするか、いずれかが想定される。

日本の対米外交は「対日年次改革要望書」や米国在日商工会議所の意見書などに着々と応えていく(その執行機関が規制改革推進会議)だけだから、次に何が起こるかは予見できる。トランプ政権へのTPP合意への上乗せ譲歩リストも作成済みである。例えば、BSE(狂牛病)に対応した米国産牛の月齢制限をTPPの事前交渉で20カ月齢から30カ月齢まで緩めたが、さらに、国民を欺いて、米国から全面撤廃を求められたら即座に対応できるよう食品安全委員会は1年以上前に準備を整えてスタンバイしている(2018.1.13米国が撤廃要求と新聞報道。「日本は科学的観点から慎重に検討する方針」とは茶番劇)。さらには、すでに日本は米国からのSBS米を1万トン台から6万トンまで増加させ、TPPでの約束水準をほぼ満たす対応をしている。

情けない話だが、米国にはTPP以上を差し出す準備はできているから、日米FTAと当面のTPP11は矛盾しない。いずれも米国への従属アピールだ。米国内のグローバル企業と結託する政治家は、米国民の声とは反対に、今でも「お友達」企業の儲けのためのTPP型ルールをアジア太平洋地域に広げたいという思いが変わらないから、そういう米国のTPP推進勢力に対して、日本が「TPPの灯を消さない」努力を続けているところを見せることも重要な米国へのメッセージだ。

「米国に迫られていやいや認めた項目なので本当は外したい」という凍結要求が各国から60項目も出たこと自体、TPPがいかに問題が多いかの証明とも言えるが、ならば米国離脱で削除すればいいのに、米国の復帰待ちで最終的には20項目ほどを凍結し、否定したい項目なのに米国が戻れば復活させるとは、どこまで米国に配慮しなくてはならないのか、理解に苦しむ。しかも、日本だけが「外したい項目はひとつもなし」という徹底した米国追従ぶりである。

日本のグローバル企業もアジアからの収奪狙うのは同じ～企業利益と裏腹の収奪と失業

もちろん、日本のグローバル企業も徹底した投資やサービスの自由化でアジアからの一層の収奪を目論んでいるので、米国のTPP推進勢力と同じ想いがあり、TPP11は大歓迎である。マレーシアにおける小売業(コンビニ)には外資は出資禁止だったのを出資上限30%まで緩和するなど、我が国産業界からの主要関心分野で、TPP12で合意していたコンビニを含む流通業における外資規制の緩和などが実現できる。

TPP11は日本がアジア途上国に対する「加害者」になる側面が大きくなる。ただし、そのことは、アジアの人々を安く働かせる一方で、米国の「ラストベルト」のように、日本の産業の空洞化(海外移転、外国人雇用の増大)による日本人の失業・所得減少と地域の衰退を招くことも肝に銘じなければならない。米国民のTPP反対の最大の理由が米国人の失業と格差拡大だったことを想起すべきである。

TPP12以上に増幅される日本農業の打撃

しかも、米国を含むTPPで農産物について合意した内容を米国抜きのTPP11で修正せずに生かしたら、例えば、オーストラリア、ニュージーランド、カナダは、米国分を含めて日本が譲歩した乳製品の輸入枠を全部使えることになる。オーストラリア

アとニュージーランドという最強の農業国から攻められて日本の打撃は増す。かつ、バターと脱脂粉乳の生乳換算で7万トンのTPP枠が設定されているが、そのうち米国分が3万トンと想定されていたとすれば、米国が怒って米国にもFTAで少なくとも3万トンの輸入枠を作れということになるのは必定で、枠は10万トンに拡大する。

かつ、上述のとおり、すでに米国がTPPも不十分としてTPP以上を求める姿勢を強めていることから、米国の要求は3万トンにとどまらないでなろう。結果的に日本の自由化度は全体としてTPP12より間違いなく高まり、国内農業の打撃は大きくなる。ただでさえ設定量が大きすぎて実効性がないと評されていた牛肉などのセーフガード(緊急輸入制限)の発動基準数量も未改定だから、TPP11の国は、米国抜きで、ほぼ制限なく日本に輸出できる。

「気休め」条項の乏しい実効性

このように、強引に合意を急ぐために日本農業は「見捨てられた」。新協定の6条で、TPP12の発効が見通せない場合には内容を見直すことができることにはなっているが、何をもって米国の復帰なしが確定したと判断するのも難しいし、協議を要求できるだけで義務付けられていないため、他国が容易に応じるとは思えず、本当に見直せるか、極めて不透明である。「気休め」条項にごまかされてはいけない。

TPPでは米国の強いハード系チーズ(チェダーやゴーダ)を関税撤廃し、ソフト系(モッツァレラやカマンベール)は守ったと言ったが、日欧EPAではEUが強いソフト系の関税撤廃を求められ、今度はソフト系も差し出してしまい、結局、全面的自由化になってしまったという流れも、いかにも場当たりの戦略性がない証左だ。TPPでもEU・カナダFTAでも、国益として乳製品関税を死守したカナダを少しは見習うべきである。

際限なき米国へのごますりや戦略なき見せかけの成果主義では国民の命は守れない。

「恣意的」影響試算は国内対策検討の議論の土台足りえない

生産性向上効果の恣意性

2017年末に、TPP11(米国抜きのTPP)や日欧EPA(経済連携協定)の影響についての政府試算が発表されたが、国内対策の検討に使えるものではない。政府試算への信頼を回復するには「恣意性」を排除した値をまず示す必要がある。「価格が10%下落してもコストが10%以上上がる」と仮定すれば、GDPはいくらでも増やせる。「生産性向上効果」はドーピング剤だ。

政府試算では、①生産性向上メカニズム、②労働供給増加メカニズム、③供給能力増強メカニズム、の3つの「成長メカニズム」を組み込んでいる。

「生産性向上メカニズム」として、「貿易開放度(GDPに占める輸出入比率)が1%上昇→生産性が0.1%上昇(TPP12のときは0.15%)」と見込む。2013年の当初試算では「価格1%下落→生産性1%向上」と見込んでいたのを上記のように改定してGDP増加は4倍以上に膨らんだのだから、これは「価格の下落以上にコストが下がる」と仮定しているのと実質的に同値とみなしうる。

賃金が上がるとは到底考えられない

次に、「労働供給増加メカニズム」として、生産性向上が実質賃金を上昇させ、「実質賃金1%上昇→労働供給0.8%増加」と見込む。雇用の増加数をこんな単純に見込むことの大胆さにも驚くが、そもそも、賃金が上がるとは到底想定できない。

例えば、ベトナムの賃金は日本の1/20~1/30である。投資・サービスが自由化されたら、アジアの人々を安く働かせる一方で、日本の産業の空洞化(海外移転か日本国内での外国人雇用の増大)による日本人の賃金減少・失業・所得減少こそ懸念される。さらに、「供給能力増強メカニズム」として、「GDP1%増加→投資1%増加」で供給能力が増強される。これは単なる希望的観測である。

以上のように、価格下落以上に生産性が伸びるとか、下がるはずの賃金が上がるとか、GDP増加と同率で投資が増えるとか、どれも恣意的と言わざるを得ない。こうした勝手な仮定を置かず、まず、純粋に貿易自由化の直接効果だけをベースラインとして示し、その上で、生産性向上がこの程度あれば、このようになる可能性もある、という順序で示すのが、「丁寧・真摯」な姿勢であろう。姑息な提示の仕方は逆に信用を失うことが、なぜわからないのか不思議である。

生産者損失の過小評価

農林水産物も、価格が下がれば生産は減る。価格下落×生産減少量で生産額の減少額を計算し、「これだけの影響があるから対策はこれだけ必要だ」の順で検討すべきを本末転倒にし、「影響がないように対策をとるから影響がない」と主張している。政府の影響試算の根本的問題は、農産物価格が10円下落しても差額補填によって10円が相殺されるか、生産費が10円低下するから所得・生産量は不変とし、その根拠が示されていない点である。

例えば、TPP11で酪農では加工原料乳価が最大8円/kg下がると政府も試算している。8円/kgも乳価が下がったら、廃業や生産縮小が生じるはずなのに、所得も生産量も変わらないという。補給金が8円増加するわけではない。畜産クラスター事業の

強化で生産費が8円下がる保証もないが、可能だと言うなら根拠を示すべきだ。しかも、加工原料乳価が8円下落しても飲用乳価が不変というのは、北海道が都府県への移送を増やし、飲用乳価も8円下落しないと均衡しないという経済原理と矛盾する。

ブランド品への価格下落の影響は1/2というのも根拠がない。例えば、過去のデータから豪州産輸入牛肉が1円下がるとA5ランクの和牛肉は0.87円下がるという、ほぼ平行な関係にあるとの推定結果もある。

日本側の形式的評価と実際の影響が乖離する可能性は、輸出国側の評価でわかる。例えば、豚肉について、日本側は「差額関税制度が維持されたので9割は現状の価格で輸入される」としているが、EU側は「日本の豚肉は無税になったも同然(almost duty free)」と評価している。この意味は重大である。

また、牛肉・豚肉は赤字の9割補填をするから所得・生産量が変わらないというのも無理がある。農家負担が25%あるから実際の政府補填は67.5%で、平均的な赤字額の67.5%を補填しても大半の経営は赤字のままだから全体の生産量も維持できない可能性が大きい。

「食料自給率は変わらない」というのも説明不能である。輸入価格低下で輸入量が増加するから、かりに国内生産量が不変とした場合、食料自給率は低下するはずである。

野菜14品目だけで約1,000億円の損失も

さらに、当研究室での試算では、主要野菜14品目に焦点を当てて関税撤廃の生産者・消費者への影響を推定した結果、生産額の減少総額は992億円と見込まれ、これだけで農産物全体の政府試算の最大値にほぼ匹敵し、政府試算がいかにも過小か、そして野菜類への影響はほぼ皆無とみなす政府試算は重大な過小評価だとわかる。

消費者利益の過大評価

一方、テレビなどで関税撤廃による消費者利益*の大きさが強調されるが、輸入価格下落の50~70%程度しか小売価格は下がらない現実を考慮すると、野菜14品目の関税撤廃による消費者利益の増加総額は897億円と推定され、価格が完全に連動していると想定した場合の消費者利益の増加総額の推定値1448億円の6割程度まで縮小する。さらには、失う関税収入は野菜14品目だけでも101億円と計算される。*消費者利益=(自由化前の価格-自由化後の価格)×(自由化前の消費量+自由化後の消費量)/2

つまり、政府試算は「意図的に」生産者の損失を過小評価し、消費者利益を過大評価している側面が強い。

TPP10の可能性もあった

さらには、カナダが抜ける可能性もあった。ケベック州(現首相の出身州)を中心にフランス文化圏の人口が多いカナダで、フランス文化圏の独自性を守る(特に、米国の映画などを輸入制限する)ことは極めて重大なことで、現行のNAFTA(北米自由貿易協定)でも例外としており(こうした事情についてJC総研の木下寛之顧問が詳しく整理している)、NAFTA再交渉でも死守する姿勢であるから、TPP11で簡単に認めることなどできなかった。日本は、協定本文では「例外としない」として、サイドレターで「カナダが守らなくても他国は訴えない」とする裏技を使って、合意にこぎつけた。

以上のように、結局、国民や農林水産業者を欺く数字を「意図的に」出させた責任は誰がとるのか。欺かれた国民がツケを払わされるだけでは済まされない。

しかも「影響がないように対策する」と言いながら、出されている対策は、「看板の付け替え」の類(たぐい)が多く、影響を相殺できるような新味のある抜本的対策にはほど遠い。

RCEPのTPP化をもくろむ日本経済界

別途交渉中のRCEP(アセアン10カ国+日中韓+豪州、ニュージーランド)にはTPPよりも柔軟で互恵的なアジア型のルールを模索しようという姿勢があったが、日本はRCEPもTPP化しようとしている。それは中国の反発などで難航しているが、TPP11が成立すると、そこにRCEP交渉中の他のアジア諸国も参加を申し出てRCEPの代わりにTPP11の拡大版がアジア太平洋地域に広がる懸念もある。

日本の海外展開企業はアジア諸国での「今だけ、金だけ、自分だけ」の収奪を追求し続けてきた。筆者は、日本とアジア諸国とのFTA(自由貿易協定)の事前交渉に数多く参加し、日本がアジアとのFTA交渉で露骨な相手国を恫喝するような態度で交渉に当たる姿を目の当たりにしてきた。たとえば、日韓FTAが農業分野のせいで中断したというのは意図的な誤報で、一番の障害は製造業における素材・部品産業だった。韓国側が、日本からの輸出増大で被害を受けると政治問題になるので、「日本側から技術協力を行なうことを表明してほしい。それを協定の中で少しでも触れてくれれば国内的な説明が付く」と言って頭を下げたが、日本の担当省と関連団体は、「韓国はもはや途上国でない。そこまでして韓国とFTAを締結するつもりは当初からない」と拒否したのだ。

また、日マレーシア、日タイFTAについても、農業分野が先行的に合意し(タイの場合には、「協力と自由化のバランス」を重視し、タイ農家の所得向上につながるような様々な支援、協同組合間協力を日本側が充実することで日本にとって大幅な関税削減が困難な重要品目へのタイ側の柔軟な対応を可能にした)、難航したのは、鉄鋼や自動車であった。自らの利益になる部分は強硬に迫るが、産業協力は拒否し、都合の悪い部分は絶対に譲らない。総じて、相手国から指摘されるのは、日本はアジアをリードする先進国としての自覚がないということである。

いまこそ、一部の企業への利益集中をもくろむ「時代遅れ」の TPP 型のルールではなく、「共生」をキーワードにして、特に、食料・農業については、零細な分散錯圃の水田に象徴されるアジア型農業が共存できる、柔軟で互恵的な経済連携協定の具体像を明確に示し、実現に向けて日本とアジア諸国が協調すべきときである。思考停止的・盲目的な米国追従から脱却するには、アジアと世界の人々の共生のためのビジョンと青写真を早急に提示することが不可欠である。

日本が独自の外交ビジョンなしに、中国や韓国、北朝鮮などとむやみに敵対し、一方で、米国には盲目的に追従する姿勢を続けることの愚かさを今こそ認識すべきである。米国は中国のプレゼンスの更なる増大を十分に認識しているから、最終的には中国との決定的な対立は避けるであろう。そうすると、米国にのみ最も盲目的な追従を続ける日本がはしごを外されて国際社会で孤立する。そうでなくて、万が一、米国が中国と決定的に対立し、武力衝突にまで発展してしまったら、間違いなく、米国を守る盾になるのが日本である。そう考えると、アジアと世界の平和のためのバランス感を欠いた日本外交の無能さがよくわかる。一日も早く「対日要望書」などに着々と応えていだけその執行機関が暴走する規制改革推進会議の対米従属外交の「アリ地獄」に終止符を打ち、一方で、アジア諸国を収奪の対象としようとする姿勢から転換しなくてはならない。

日欧 FTA を「TPP プラス」にした愚行 内政批判を外交成果でそらそうとした見え透いた愚行

日欧 EPA が、このタイミングで急展開したのはなぜか。その理由は、①米国のトランプ政権が離脱表明した TPP(環太平洋連携協定)に代わる協定締結で貿易政策の停滞を挽回したい意図、②内政問題での国民の批判の目を外交成果でそらそうとする意図、の 2 つと考えられる。政権の保身のための目くらましである。そんなことのために、「TPP プラス」(TPP 以上の譲歩)の日欧 EPA を官邸主導で強引に決めてしまい、日本の食と農と暮らしの将来を犠牲にしたツケは計り知れない。

TPP でも秘密交渉が問題になったが、それ以上の内容の協定を TPP 以上に秘密裡に決めて、EU 側が条文を公開しているのに、日本側は同じ条文を公表しないというのは、日欧に情報公開姿勢の大きな格差があることを如実に示している。

しかも、EU が「ISDS は古い。死んでいる。」(マルムストローム通商担当欧州委員の 6 月の記者会見)と言っている ISDS(投資家対国家紛争処理)に日本側が固執しているが、こうした難航分野は先送りして、とりあえずの「成果」を見せるのを急いだことが明白である。

「TPP プラス」の「自由化ドミノ」

コメは除外したから TPP よりも守ったかのように言うが、EU はコメが関心品目でないだけである。乳製品については TPP 以上であり、豚肉、牛肉、その他の農産品、林産物、水産物も含め、その他のほとんどは TPP と同じレベルの措置である。特に、TPP と同じ譲歩でも豚肉や林産物のように影響は EU のほうが大きいものがある。

このような日欧 FTA での TPP レベルと同等、またはそれ以上の上乘せ合意は、TPP 交渉を行った参加国からは TPP で決めたことを使うのなら自分達にも同様の条件を付与せよとの要求につながることは必定である。その結果、TPP11 の機運の高まりや、ほぼ自動的に日豪 FTA などの修正(日本が他の協定で日豪以上を認めたら豪州にも適用するとの条項がある。)、米国農業界などの日米 FTA 開始の声を加速する。この連鎖は「TPP プラス」による「自由化ドミノ」で、世界全体に際限なく拡大することになり、食と農と暮らしの崩壊の「アリ地獄」である。

「経済規模が大きく自由化度が高い」のは優れているのではない

日欧 EPA は GDP で世界の約 3 割を占め、全体で 95%超の関税撤廃率で、日本の農林水産物の関税撤廃率も 82%で TPP 並みに高いとして「経済規模が大きく自由化度が高い」のが優れているとの論調は経済学的には間違いである。

そもそも FTA は「悪い仲間づくり」のようなもので、A 君は好きだから関税なくしてあげるが B 君は嫌だから関税をかけるというものである。仲間だけに差別的な優遇措置を採るのが FTA だから、「経済規模が大きく自由化度が高い」ほうが貿易が大きく歪められ、「仲間はずれ」になる域外国の損失は大きくなる。

我々の試算では、日欧 EPA によって締め出される域外国の損失は 2316 百万ドルで、日欧のメリットの 1762 百万ドルより大きい。しかも、自由化度が高いほど、締め出される域外国の損失は大きくなるから、農産物のような高関税品目は除外したほうが域外国の損失は緩和できる。我々の試算では、域外国の損失は 2316→1623 百万ドルに減少する。

表 日欧 EPA の弊害(経済利益の増加額の比較) (単位: 百万ドル)

	日欧 EPA	
	全面関税撤廃	農産物を除外
当事国	日本 1126 EU 636	2132 -657
その他世界 (うち途上国)	- 2316 (- 998)	- 1623 (- 712)
世界計	- 554	- 148

資料: 鈴木研究グループ試算。

さらに、日本にとっても、農産物を自由化しないほうが、日本全体の経済的利益は、1126→2132 百万ドルに増加する。高関税の農産物を EU だけに関税撤廃すると、例

えば、最も安く輸入できる中国からの輸入が差別的な関税撤廃によってEUに取って代わる「貿易転換効果」によって、消費者の利益はあまり増えず、生産者の損失と失う関税収入の合計のほうが大きくなってしまっているからである。

このように、FTAは、仲間はずいぶんになった国は損失を被るし、域内国も貿易が歪曲されて損失が生じることなどから、日本では、長年、政府も国際経済学者もWTOを優先し、FTAを否定してきた。ところが、2000年頃から、日本政府がFTA推進に舵を切りだすと、みるみるうちに、同じ学者がFTAやTPPを礼賛し始めた。

しかも、「農産物を例外にしてはいけない」と主張したい人たちににとっては、日本にとっても、域外国にとっても、農産物を除外するほうがベターだ、という試算結果は不都合なので、そういう数値は表に出ないように極力隠されてきた。経済学者の良識、経済学の真理とは何なのかが問われている。

EU産チーズの輸入枠はないに等しい～実質は無制限の関税撤廃

TPP合意でも多くのハード系ナチュラルチーズ(チェダー、ゴーダなど)の関税撤廃が最大の打撃といわれ、大手乳業メーカーは50万トンの国産チーズ向け生乳が行き場を失うと懸念し、北海道生乳が都府県に押し寄せて、飲用乳価も下がり、共倒れになると心配された。

それなのに、EUとの交渉では、さらにソフト系(カマンベール、モッツアレラなど)も輸入枠は設定したものの、枠数量は20,000トン(初年度)から31,000トン(16年目)(生乳換算 $\times 12.65=40$ 万t)と拡大し、17年目以降の枠数量は国内消費の動向を考慮して設定するとされ、実質的に継続的な枠の拡大が約束されており、枠内関税は段階的撤廃となった。EUからの輸入量に応じて枠を拡大していく、つまり、実質は無制限の関税撤廃に等しいのである。これでは、国産チーズ向け生乳50万トンが行き場を失い、乳価下落の負の連鎖によって酪農生産に大きな打撃が生じる可能性は一層強まったと言わざるを得ない。

国産牛乳が飲めなくなる?

酪農は「トリプルパンチ」である。「TPPプラス」の日欧EPAとTPP11の市場開放に加えて、農協共販の解体の先陣を切る「生贄」にされ、「50年ぶりの見直し」という言葉に喜ぶ官邸と規制改革推進会議の「実績づくり」のために勝手に酪農協の崩壊へのルールも敷かれてしまった。生乳は英国の経験が如実に示すように、買ったたかれ、流通は混乱する。生乳生産の減少が加速し、「バター不足」の解消どころか、「飲用乳が棚から消える」事態が頻発しかねない国民生活の危機である。消費者はチーズが安くなるからいいと言っているが国産牛乳が飲めなくなる危機を認識すべきだ。

50年ぶりの見直しという重大な案件なのに、農政審の畜産部会で一度も議論されずに進められるというのは異常な事態である。最初から結論ありきで、①補給金対象を限定しない、②全量委託を要件としない、ことが決まってしまう、あとは条件闘争のみになっていた。「生乳流通を自由にする」と明言する一方で、「生乳需給調整に国が責任を持つ」、「用途別販売計画に基づき監視する」、「いいとこ取りの部分委託は認めない」と法案に書いているが、3つのいずれも実効性が担保できるとは思えない。我々の試算では、飲用乳仕向け増加で、飲用乳価は最大16円/kg程度下落する可能性もある。

驚愕の「とどめ刺せ」人事～農水省は風前の灯火?

事態の改善が困難なことが、TPPの農林水産業への影響試算の顛末でもわかる。当初、政府の中にあっても、何とか日本の食料と農業を守るために頑張ってきた所管官庁は、当初は4兆円の被害が出ると試算していたが、政府内部での影響が大きすぎるとの批判に応じて3兆円に修正した。それが最終的に1,300～2,100億円になってしまった。まったく整合性のない数字を出すにあたって、所管官庁内部でも異論はあった。しかし、いまや抵抗力を完全に削がれてしまった感がある。

今の官邸は、反対する声を抑えつけていく手口が巧妙だ。霞が関については、幹部人事を官邸が決めることにしたのが大きい。「これ以上抵抗を続けると干される。逆に官邸に従えば、昇進の目が広がるかもしれない。そして昇進の暁には官邸(裏に経産省)と米国と財界のための『改革』を仕上げます」ということである。2016年6月、まさにその通りの人事が発令された。衝撃の事務次官人事と併せて、「酪農団体の廃止はさすがに無理だ」と最後の抵抗を試みた所管官庁に対して、前途を期待されていた担当局長と担当課長が更迭された。後任の担当局長や担当部局は政省令で工夫して何とか実害を少なくしようとしているが、「小細工はするな」と監視の目が光っている。

いよいよ所管官庁自体の自壊も含め、農業と食料・農業関連組織を崩壊・解体させる「終わりの始まり」である。対応を誤ると取り返しのつかないことになる。「論功行賞」でなく「とどめ刺せ」人事だった。2017年7月、それが、さらに明確になった。

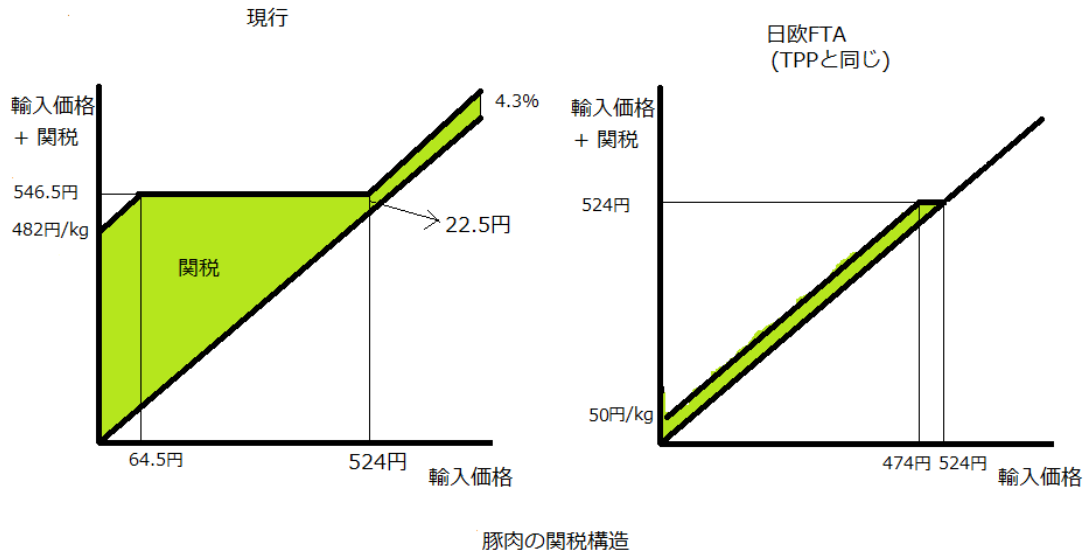
他の次官候補の退任と現次官の大幅な任期延長が決まり、家族経営の解体、特定企業への便宜供与、農協・漁協、所管官庁の解体を貫徹するという強固な意思表示がなされた。(国税庁長官、イタリア一等書記官人事は異例の論功行賞だが、この人事はもっと怖い。)大臣も政務官も経産省出身という布陣もわかりやすすぎる。

EUも米国も実質無関税と評価する豚肉～日本政府と輸出国のどちらの評価が正確か?

「差額関税制度を守ったから高い肉と安い肉を混ぜて524円の輸入価格にして22.5円の最低限の関税になるように輸入する行動はほとんど変わらない」とする政府の説明は極めてミスリーディングである。

図のように、現行は①輸入価格が 64.5 円/kg 以下の豚肉には 482 円の重量税、②64.5～524 円までは 546.5 円との差額を関税として徴収、③524 円以上は 4.3%の従価税、となっているのが、最終的には、①輸入価格が 474 円以下の豚肉には一律 50 円の重量税、②474～524 円までは 524 円との差額を関税として徴収、③524 円以上は無税となる。

ほとんどの輸入価格について関税は一律 50 円か無税になるので、474～524 円のわずかな区間(図の平らな線の区間)が差額関税になっているからと言って、差額関税制度を守ったと胸を張ることができるとは常識的には考えられない。50 円の関税なら、わざわざコストをかけて高い肉と安い肉をコンビネーションしなくても単品で安い冷凍豚肉を大量に輸入する業者がでてくると考えたほうが現実的である。EU 側の合意内容の公表文書にも「日本の豚肉関税はほとんど無いに等しい(almost duty free あるいは practically free access)」と書いている。



米国養豚業界が日本に認めさせたと喜んでいた TPP での合意内容を先に EU に適用されるのでは米国も黙ってはいない。予想通り、即座に全米豚肉生産者協議会(NPPC)は強く反発し、同様の措置を求める声明を出した。その中で、「我々が強く支持していた TPP によって差額関税制度による日本の豚肉関税はほとんど撤廃されるはずだった」と述べている。この米国の認識も「差額関税を守ったから影響はない」との日本政府説明と食い違う。

国産は冷凍肉とは競合しないとの声もあるが、安い部位が下がれば、価格差は保ったまま、全体に価格が平行に引っ張られて下がる。日本への冷凍豚肉の最大の輸出国であるデンマーク(平成 27 年でシェア 23%)と近年イベリコ豚ブランドで急増しているスペイン(同 16%、2 国で冷凍豚肉の 4 割)からの輸入が低価格で大幅に増加し、影響は TPP 以上に深刻になる可能性が高い。

現在、279 円/kg の低価格部位は差額関税制度によって 546.5 円/kg で取引されているが、大筋合意内容の最終年には 329 円/kg で国内に入ってくることになり、輸入価格は 218 円/kg、率にして 40%下落する。国産豚肉の価格は、輸入価格の影響を受け並行的に下落すると見込み、現行の平均国産価格 703.2 円/kg から 218 円/kg 下がるため価格減少率は 31.0%となる。

牛豚については、家族労働費を含む生産費と市場価格との差を補填する「マルキン」の充実・強化(とりあえず、補填率を 8 割から 9 割に引き上げ、豚については生産者負担を 1/2 から 1/4 に減らす)が急がれる。

酪農・畜産の衰退では飼料米政策も破綻する将来展望の欠如～貿易の一層の自由化以前に進む現場の疲弊

TPP11、日欧 EPA、日米 FTA 以前の段階で、このままの政策体系では、日本の食と農を持続的に守るのは困難な情勢になっていることを認識すべきなのに、このような「自由化ドミノ」を進めることは、まったく将来展望が欠如している。我々の試算では、戸別所得補償制度を段階的に廃止し、生産調整を緩和*していくという「新農政」が着実に実施された場合、10 年持たずして米価は 1 俵(60kg)で 1 万円を切ると見込まれる。

このままでは、コメの総生産は 15 年後の 2030 年には 670 万トン程度になり、稲作付農家数も 5 万戸を切り、地域コミュニティが存続できなくなる地域が続出する可能性がある。一方、コメの消費量は一人当たり消費の減少と人口減で、2030 年には 600 万トン程度になる。なんと、生産減少で地域社会の維持が心配されるにもかかわらず、それでもコメは 70 万トンも「余る」のである。そこで、コメから他作物への転換、あるいは主食用以外のコメ生産の拡大が必要ということになるが、しかし、非主食用米のうち最も力点が置かれている飼料米については、その需要先となる畜産部門の生産が現状の 4～5 割程度まで大幅に縮小していくと見込まれるため、生産しても「誰が飼料米を食べるのか」という事態が心配される。

貿易自由化を勘案しなくても、現状の政策体系では農村現場がうまく回っていかないのに、一層の自由化を進め、岩盤(所得の下支え)をなくす農政改革、農業組織(JA、農業委員会、農林水産省など)の解体などが進められたら、現場はどうなってしまう

うのか。*転作奨励金体系は原則維持されることになったが、供給を的確に誘導できる経済的誘因(補助金)の強化が不可欠である。

表3 2030年における品目別総生産・消費指数(2015年=100)と自給率の推定値

	生産	消費	自給率
コメ	87.71(670万トン)	75.23(600万トン)	115.35
	84.22	75.23	111.80
生乳	65.99	65.77(チーズ123.51)	52.62
牛肉	56.55	78.29	27.19
豚肉	40.04	125.84	10.96
プロイラー	55.60	130.20	21.23

資料：JC 総研客員研究員姜蒼さん推計。

注：コメ生産の上段は2005-2010年データ、下段は2000-2005年データに基づく推計。その他は2000-2005年データに基づく推計。

見落としてはならない製品関税の撤廃の影響

ワイン、パスタ、チョコレート(TPPでは輸入枠内の関税撤廃→EUには全面的な関税撤廃)をはじめ、多くの加工食品・製品の関税の撤廃は、国産の原料農産物(ぶどう、小麦、生乳など)の価格を引き下げないと製造する国内メーカーもつぶれてしまうし、原料農産物価格の下落は農家の経営を一層苦しくし、結局、共倒れになりかねない。パスタ用の輸入デュラム小麦から徴収する調整金も廃止しないと国内メーカーが輸入パスタに競争できなくなるが、国産麦振興の助成金財源の減少につながる。

林産物・水産物は TPP 同様、ほぼ全面的関税撤廃で、とりわけ、EU から大量に輸入している製材・集成材の段階的完成撤廃の影響をはじめ、林業、水産業への大きな打撃が懸念される。

「自動車のためにチーズ犠牲はやむを得なかった」のごまかし

また、FTA 交渉では、以前から、日本が農産物で譲るのと相手国が自動車で譲るのがセットだから、農産物を犠牲にし、との主張が繰り返され、実際に、農産物を犠牲にしようとしてきた。今回の日欧 EPA も同様だが、これは意図的なごまかしである。EU の自動車業界は自動車関税がゼロになるのは打撃が大きいため受け入れられないと主張したのであり、日本のチーズがゼロ関税になることに感謝して自動車のゼロ関税を受け入れたわけでは全くない。この点は、外務省の交渉担当者も明言している。「自動車の関税撤廃を得るためにチーズの関税撤廃はやむを得なかった」というのはウソである。

輸出は簡単に伸ばせない

それから、日本食ブームなどを追い風に、日本から EU への農産物輸出が期待できるという見方も冷静に見る必要がある。EU は厳しい GAP に基づく安全性基準や環境基準で、日本からの農産物輸入を容易には認めない傾向がある。

畜産物では動物福祉(アニマル・ウェルフェア)の基準が高く(エサ原料の出所がわかること、カウハッチ・つなぎ飼育・豚のストールはダメなど)、日本の水準とはかけ離れているので、とても日本の現状の経営スタイルではクリアすることは現実的に難しい。こうした基準は形を変えた貿易障壁ともいえるが、これが日本からの農産物輸出の拡大の前に立ちはだかっていることを認識しないとイケない。ユーロ GAP をグローバル GAP に名称変更し、取得費用と毎年とかの検査や更新費用も徴収する EU は戦略的である。

しかも、EU 各国で農家のグローバル GAP 取得率は畜産では 0.1% 以下(英仏独ではゼロ)だという。自らは実行していないのに、日本には実行を条件とするなら極めて悪質な障壁である。しかし、グローバル GAP 取得が EU への輸出に必須のように言われているが、実は、それはグローバル GAP 協会が言っているだけであった。

また、グローバル GAP は大手小売・流通企業の「囲い込み」でもあるから、農家が買手独占的な取引下に置かれる弊害にも留意が必要である。さらには、そもそも GAP は工程管理であり、例えば、有機農業のような高い質を実現するための農法とは同列でないことにも留意が必要である。

このように GAP 普及については、様々な意図が絡んでいることを認識し、慎重な対応が必要である。

EU に ISDS は「死んでいる」と言われても固執する愚〜ついに米国も ISDS を否定し、はしごを外された恥ずかしい日本

また、TPP で問題となった ISDS(投資家対国家紛争処理)条項については、我が国は、TPP の強行批准で ISDS を今後の FTA の標準にすることを改めて宣言し、RCEP でも、そして日欧 FTA でも主張している。グローバル企業が日本で水銀を垂れ流すような設備で操業しようとしたら、公害防止のために、当然規制する。ところが、それによって生じた損害を賠償しろと国際法廷に訴えられて、損害賠償と規制の撤廃に追い込まれる。こんなことができるわけがないはずなのに、できるのが「命や環境よりも企業利益が優先される」ISDS 条項である。

EU は ISDS を「古い。死んだものだ」として、常設の裁判所で高度な資格を持つ判事により二審制で審理するという、裁判の方式の改善を提案したが、根本的な解決ではない。それにさえ日本は反対し TPP 型の ISDS に固執したため、日欧 EPA から

切り離された。日本は米国追従で ISDS 不可欠と言いつけてきたが、ついには米国さえ NAFTA で国内法廷と国際法廷との選択制(米国は国内法廷を選択)と提案し、実質的に ISDS を否定し、はしご外された哀れな日本。TPP11 から削除すべき。

すでに「自主的に」米国の要求に応え続ける「アリ地獄」～非関税措置の約束は TPP なくても実質的に発効

農産物関税のみならず政権公約や国会決議で TPP 交渉において守るべき国益とされた非関税措置については、自動車の安全基準の緩和、軽自動車税の増税、自由診療の拡大、薬価公定制の見直し、かんぼ生命のがん保険非参入、全国 2 万戸の郵便局窓口での A 社の保険販売、BSE (牛海綿状脳症)、ポストハーベスト農薬 (防かび剤) など食品の安全基準の緩和、ISDS 条項への賛成など、日本の TPP 交渉参加を認めてもらうための米国に対する「入場料」交渉や、参加後の日米平行協議の場で「自主的に」対応し、米国の要求が満たされ、国民に守ると約束した国益の決議は早くから全滅していた。

しかも、「TPP とも米国とも関係なく自主的にやったこと」と説明しておきながら、TPP の付属文書に書いてある。2016 年 12 月 9 日の国会で、「TPP の付属文書の内容は日本が「自主的に」決めたことの確認なので、TPP の発効に関わらず、「自主的に」実行する」と外務大臣も厚顔無恥に回答した。「自主的に」=「米国の要求通りに」と変換すれば真意が読める。つまり、これらの非関税措置は TPP 発効にかかわらず、日本が「自主的に」行った措置として、もう実質的に発効しているか、今後の発効が決まっているのである。

一番わかりやすいのは郵政解体である。米国の金融保険業界が日本の郵貯マネー 350 兆円の運用資金がどうしても欲しいということで、「対等な競争条件」の名目で解体せよと言われ、小泉政権からやってきた。ところが、民営化したかんぼ生命を見て A 社は、「これは大きすぎるから、これとは競争したくない。TPP に日本が入れてもらいたいのなら、『入場料』としてかんぼ生命はガン保険に参入しないと宣言せよ」と迫られ、所管大臣はしぶしぶと「自主的に」発表した。それだけでは終わらなくて、その半年後には、全国の 2 万戸の郵便局で A 社の保険販売が始まった。これが「対等な競争条件」なのか。要するに、「市場を全部差し出せば許す」ということだ。これがまさに米国のいう「対等な競争条件」の実態であり、それに日本が次々と応えているということである。

さらに驚くことは、TPP 付属文書には、米国投資家の追加要求に、日本は規制改革推進会議を通じてさらなる対処をすることも「自主的に」約束されている。今後も際限なく続く米国からの要求に対応して、巨大企業の経営陣の利益のために国民生活が犠牲になる「アリ地獄」に嵌まっている。それにしても法的位置づけもない諮問機関に、利害の一致する仲間(彼らは米国の経済界とも密接につながっている)だけを集めて国の方向性が私的に決められ、誰も止められなのは異常すぎる。「国会議員になるより規制改革推進会議メンバーになったほうが政策を決められる」と与党議員も嘆く。

日本の対米外交は「対日年次改革要望書」や米国在日商工会議所の意見書などに着々と応えていく(その執行機関が規制改革推進会議)だけだから次に何が起こるかは予見できる。従来から米国は、米国商社による全農の買収のために株式会社化を求め、共済と保険の「対等な競争条件」を強く求めている。郵貯マネーにめどが立ったから、必ず JA マネーを握るまで終わらない。

つまり、農協改革の目的が「農業所得の向上」であるわけがない。①信用・共済マネーに加えて、②共販を崩して農産物をもっと安く買いたたきたい企業、③共同購入を崩して生産資材価格を上げたい企業、④JA と既存農家が潰れたら農業参入したい企業が控える。規制改革推進会議の答申はそのとおりになっている。

そもそも、一部に利益が集中しないように相互扶助で中小業者や生活者の利益・権利を守る協同組合などの組織は、「今だけ、金だけ、自分だけ」には存在を否定すべき障害物である。そこで、「既得権益」「岩盤規制」と攻撃し、ドリルで壊して市場を奪って私腹を肥やそうとする。これが「対等な競争条件」要求の実態だ。

だから、農協改革という名目の農協解体と、JA 自らの自己改革は峻別して考える必要がある。農家や地域住民に一層役立つための徹底的な改善を図る自己改革は不可欠だが、先方(解体を目論む側)にとってはどうでもいいことで、農業所得向上に向けた、優れた自己改革案を出せば乗り切れるというのは見当違いである。我々は「TPP プラス」の市場開放と相俟って、日本の食と農と関連組織がなし崩し的に息の根を止められる「終わりの始まり」に直面していることを肝に銘じる必要がある。「外部攻撃は徹底排除・内部不満には徹底改善」である。

忘れてはならない「猿芝居」

牛肉関税の 9% に象徴されるように、TPP の主な合意内容は、すでに、2014 年 4 月のオバマ大統領の訪日時に、一部メディアが「秘密合意」として報道し、一度は合意されたとみられる内容とはほぼ同じだ。つまり、安倍総理とオバマ大統領は寿司屋で「にぎっていた」のである。そのわずか 2 週間前に日豪の合意で、冷凍牛肉関税を 38.5%→19.5% と下げて、国会決議違反との批判に対して、19.5% を TPP の日米交渉のレッドラインとして踏ん張るからと国民に言い訳しておきながら、舌の根も乾かぬうちに 9% にしてしまっていたのであるから恐れ入る。

その後は、双方が熾烈な交渉を展開し、必死に頑張っている演技をして、いよいよ出すべきタイミングを計っていただけの「演技」だったのだ。フロマンさんと甘利さん(典型的「斡旋利得罪」)のはずが不起訴=この国の三権分立は崩壊の徹夜でフラフラになった演技は見事だ。頭髪が真っ白になるまで頑張ってくれたのかと思えば、もともと白い頭髪を最初は黒く染めて

において、だんだんに白くしていったと聞いて愕然とした。「これだけ厳しい交渉を続けて、ここで踏みとどまったのだから許してくれ」と言い訳するための「猿芝居」を知らずに将来不安で悩み、廃業も増えた現場の農家の苦しみは、彼らにとってはどうでもいいこと、いかに米国や官邸の指令に従って、国民を騙し、事を成し遂げることで自身の地位を守るのがすべてなのかと疑いたくなる。

そもそも、3.11の大震災の2週間後に「これでTPPが水面下で進められる」と喜び、「原発の責任回避にTPP」と言い、「TPPと似ている韓米FTAを国民に知らせるな」と箝口令をした人達の責任は重大だ。このような背信行為に良心の呵責を感じるどころか、首尾よく国民を欺いて事を成し得た達成感に浸っているかに見える。

食の安全基準は更なる国益差し出しの恰好の材料にされかねない～生産者が消費者の命を守る

食品の安全性については、TPPでなくても、2国間の力関係で決まる最たるものだ。国際的な安全基準(SPS)の順守を規定しているだけだから、日本の安全基準が影響を受けることはないという政府見解も間違いである。米国は日本が科学的根拠に基づかない国際基準以上の厳しい措置を採用しているのを国際基準(SPS)に合わせさせるのがTPPだとかねてより言っており(2011年12月14日、米国議会のTPPに関する公聴会でのマランティス次席通商代表(当時)の発言などを参照)、そのとおり、条文に書いてある(TPP協定7.9条2項)。今後は、TPPでなくても、さらに日本から譲歩する恰好の分野として、トランプ新政権下でも差し出しが続くことになるだろう。

「毒であると確定するまでは食べ続けろ」という「科学主義」

米国は、遺伝子組み換え(GM)食品は安全性検査によって安全が明らかになっているのだから、「GMを使用していない」と表示することは消費者を惑わす誤認表示だと主張している。「GMが安全でない」という科学的根拠が示せないならやめろ(因果関係が特定できるまでは規制してはいけない)と迫るであろう。「毒であると確定するまでは食べ続けろ」という「科学主義」は恐ろしい。

スタンバイしている狂牛病の規制撤廃

また、米国の牛にはBSE(狂牛病)の危険性がある。日本はこれまで、BSEの発症例がほとんどない20か月齢以下の牛に限定して輸入を認めていた。ところが米国から「TPPに参加したいなら規制を緩めろ」と言われたため、「入場料」として、「自主的に30か月齢以下にまで緩めてしまった。米国は「清浄国」となっているが、BSE検査率は1%未満でほとんど検査されていないだけだ。しっかりとした危険部位の除去も行われていない。

そして、TPP成立後は、日本政府は米国からの「科学的根拠」が示せないなら「清浄国」に対する規制を撤廃しろとの要求を見越して(USTR2014年SPS報告書p.61等でもすでに強く要求されている)、すでに30か月齢以下にまで緩めてしまった米国産牛肉輸入の月齢制限を撤廃する準備を終えている。国民への説明と完全に矛盾している。

イマザリル、収穫前は農薬で収穫後は食品添加物

防カビ剤もTPPに並行させた日米2国間交渉で譲歩した。日本では収穫後に農薬をかけることが認められていないが、米国のレモンなどの果物や穀物には、日本への長期間の輸送でカビが生えないように農薬(防カビ剤)をかけなくてはならない。苦肉の策として、防カビ剤を食品添加物に2重分類することで、日本への輸出を許可することにしている。ところが、食品添加物は食品パッケージに表示する義務があるため、米国は、こんどは、それが不当な差別だと言い始めた。そのため、日本はさらに規制を緩める(同じものを収穫前「農薬」と収穫後「食品添加物」として審査するのを1本化する)ことを2013年秋に約束したことが米国側の文書(USTR2014年SPS報告書p.62)で発覚した(もう一段の改善=表示の撤廃は今も求められている)。当時、政府はそんな約束は断固していないと言ったが、TPP付属文書を見ると、日本政府がその時点で米国の要求に応じて規制を緩和すると約束したと書いてある。



「主婦と生活社」の徳住亜希さん提供

「もっと脅して検疫を緩めさせろ」

以上のように、すでに次々と緩和を受け入れている中で「食の安全基準がTPPで影響を受けない」というのはまったくのウ

ソであり、「自主的」措置として、今後、TPP でなくても、さらに加速されるであろう。案の定、トランプ大統領が側近との会話で、「日本が米国食品を不衛生だと送り返してくる。検疫が厳しすぎるから脅そう」との趣旨の話をしたと伝わってきた。ところが、日本農産物の多く(豚肉、鶏肉、鶏卵、柿、さくらんぼ、ぶどう、桃、かぼちゃ、トマト、ピーマン、キャベツ、葱、にんじんなど)を米国が検疫で止めている実態がある。日本の検疫が厳しすぎると言いながら自身が日本農産物を締め出している米国、中国、EU などの国々になぜ是正を厳しく求めないのか? それなくして輸出は増やせない。

「安い食品で消費者が幸せ」のウソ〜食に安さを求めるのは命を削ること、今の基準でも危険な輸入農産物

確かに貿易自由化によって関税が下がれば、さらに安い農林水産物が入ってくるから、例えば牛丼や豚丼は安くなる。しかし、巻末の別表を見てぞっとするのは、O157 をはじめ様々に汚染された食品が山のように検疫で摘発されているが、水際での検査率はわずか 7%だから、大半は検疫をすり抜けている。日本の消費者が安さを求めるから輸入業者が現地に徹底した低価格での納入を無理強いする。現地は安全性のコストを切り詰めてしまう。気付いたら安全性のコストを極限まで切り詰めた輸入農水産物に一層依存して国民の健康が蝕まれていく。

なお、関税を下げれば当然関税収入も減る。日本の関税収入は、税収 60 兆円の内の 1.2 兆円ほどだ。「自由化ドミノ」によってその大半が減れば、他で補わなければならないため、結局のところ消費者の税負担は増えることも忘れてはならぬ。

エストロゲン 600 倍の赤身肉

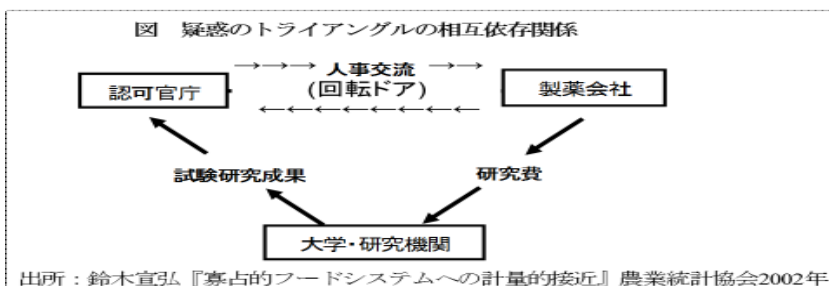
さらに問題なのは、米国やオーストラリアの牛肉や豚肉を食べ続けることは極めて健康リスクが高いということだ。米国では牛の肥育のために女性ホルモンのエストロゲンなどが投与されている。これは発癌性があるとして、EU では国内での使用も輸入も禁止されている。実際、EU では米国産牛肉の輸入を禁止してから 7 年間(1989~2006)で、乳癌による死亡率が大きく下がったというデータ(アイスランド▲44.5%、イングランド&ウェールズ▲34.9%、スペイン▲26.8%、ノルウェー▲24.3%)もある(『BMJ』,2010)。日本では国内使用は認可されていないが、輸入は許可されているため国内に入ってきている(米国産牛肉の成長ホルモンは検出されないとして無検査。最新の機器なら検出されるのに使わず。「米国と貿易戦争はできない」と所轄官庁)。

中国・ロシアも禁輸のラクトパミン

また、ラクトパミンという牛や豚の餌に混ぜる成長促進剤にも問題がある。これは人間に直接に中毒症状も起こすとして、ヨーロッパだけではなく中国やロシアでも国内使用と輸入が禁じられている。日本でも国内使用は認可されていないが、輸入は素通りになっている(抗生物質耐性菌を持った米国産豚肉=薬が効かなくなる問題も)。

素通りの輸入乳製品の成長ホルモン

さらに、米国の乳牛には遺伝子組み換えの牛成長ホルモンが注射されている。米国ではこれが認可された 1994 年から数年後には、乳癌発生率が 7 倍、前立腺癌発生率が 4 倍という論文が出されたため、今やスターバックスやウォルマートでも、わざわざ「成長ホルモンを投与した牛乳・乳製品は扱っていません」と表示するようになってきている。もちろん日本でもこの牛成長ホルモンは認可されていないが、やはり輸入を通してどんどん入ってきている。



M社からの巨額の研究資金でC大学の世界的権威のB教授が「大丈夫」との研究成果を出したのだから、大丈夫かどうかは?????

安全性検査の3カ月のカラクリ〜4カ月目から癌発症

フランスのカーン大学の実験では、2年間ネズミにGM食品を食べさせたところ、ネズミが癌だらけになった。安全性検査は3か月間GM食品を食べさせた結果によって判断されるため、長期的な影響が見落とされてしまう。さらには強力な除草剤であるグリホサート系薬剤をかけても枯れないGMトウモロコシの残留毒性も調べられた。グリホサート系薬剤は、日本でも使用されているが、日本の場合は畦の草取りに使うのであって、それを作物にかけるなどは考えられない(大豆もトウモロコシも枯れてしまう)。

ラウンドアップ残留の小麦・大豆・トウモロコシの世界一の消費国

しかし、我々が大量に輸入しているGM大豆・トウモロコシにはそれがかけてある。グリホサートをかけても枯れないように遺伝子を組み換えたのがGM大豆・トウモロコシなのだから。それを我々が食べているのだ。しかも、耐性雑草が増えてきたため、米国では残留基準が緩められ、一層散布量が増えている。さらに、小麦はGMでないが、収穫直前に枯らして収穫しやすくするためラウンドアップが散布されている。これに合わせて、2017年末、日本は残留基準値を小麦6倍、トウモロコシ5倍、そば150倍などに引き上げた(カビ毒が発生した輸入大豆・トウモロコシを食べた牛の牛乳からアフラトキシンが検出される問題も)。

近づく？ 全農買収

なお、画策されている全農の株式会社化は、共同販売・共同購入のシステムを崩し、農産物の安値買い取りと生産資材ビジネスを拡大することだけが理由ではない。米国から迫られている、もう一つの大きな目的がある。米国は日本人向け小麦にGM小麦を導入しようとしている。そこで邪魔になるのが、全農の傘下にある株式会社、全農グレインの存在だ。全農グレインがメキシコ湾岸の都市・ニューオーリンズに保有する世界最大級の穀物船積施設では、非GM穀物を分別して管理、輸送している。M社などには、これが不愉快で仕方が無い。

全農グレイン自体は株式会社だが、その親組織が協同組合である全農では、組合に加入する資格のない米国サイドは手の打ちようがない。そこで、農協の経済機能を司る全農を株式会社化して丸ごと買収し、日本の食料流通の最大のパイプを握るのが可能性の高いシナリオとみられている。米国の要求を聞く日米合同委員会で「農協解体の目玉項目に全農の株式会社化を入れる」と指令が出た。所管官庁の局長(現事務次官)は日米合同委員会の正式委員だった。

それを理解するには、非常に強固だと思われたオーストラリアのAWB（農協系の小麦輸出独占組織）に対して、CIAがイラクとの取引を暴露して追い込み、株式会社化を余儀なくさせ、カムフラージュでカナダの肥料会社を買収され、1カ月後には米国有数の穀物商社・カーギルに売り払われた経過を学んでおく必要がある。

全農はすでに巨大穀物商社であり、取り扱う穀物量の4割しか日本に供給していない。全農が全農の生き残りのために、カーギルになることがベターと判断する可能性もある。その場合、日本の農業・農家に貢献するという原則は完全に視界から消え、世界に有利販売することを重視すれば、日本に十分に食用・飼料用穀物が入ってこなくなる可能性もある。

米国のGM表示法、実は「非表示」法

一方、2016年7月29日、オバマ大統領が「米国遺伝子組み換え食品表示法」に署名し、遺伝子組み換え食品表示が法律で義務化されることになったとして、鈴木は寝ぼけたことを言っていると指摘する人がいる。一見すると、規制が強まったようにみえるが、もちろんそんなことはない。実は表示といってもQRコード(スマホなどで読み取るモザイク状コード)だけで良く、その食品が遺伝子組み換え食品かどうかはいちいち読み取りで確かめなければわからない。事実上の「非表示法」だ。表示の義務化を求める運動の力で、2014年4月、全米で初めてバーモント州がGM食品の表示義務化法案(EUなみの基準*)を可決し、今年の7月1日から施行されていた。オバマが署名した連邦法は、こうした州ごとの法律を無効とする内容まで盛り込まれている(<http://www.zenshin.org/zh/s-kiji/>)。州レベルの厳しい表示義務化の動きを潰すための法律なのである。*0.9%以上の全て。日本は重量で上位3位、重量比5%以上の成分について5%以上の混入を表示義務。加工度の高い油・醤油、GM飼料による畜産物は除外と、世界的にも緩い。

GM作物の種は「知的財産」として法的に保護されている。農家がM社のGM大豆の種から大豆を収穫し、その大豆から自家採取した種を翌年播くと「特許侵害」に当たる。M社の「私的警察」が監視しており、違反した農家は提訴されて、多額の損害賠償で破産するという事態がアメリカでも報告されている。また、千葉の有機栽培の菜種農家の方が調べたら、道路端の菜種の中にGM菜種が混じっていた。輸入した搾油用の菜種が成田空港から運ばれる途中で道に落ちて、その花粉が飛んできて汚染されてしまったようだ。こういうときは農家がM社を訴えるべきと思われるが、世界で起こっていることは逆である。何と、M社が農家を訴える。遺伝子を組み換えたDNAに特許を取っているのを、それを農家が勝手に使用した特許侵害にあたるとして提訴するのだ。

さらに、世界中の国の種会社を買収してGMの種しか販売しない出先機関にしていく動きもある。こうして農家が生産を続けるには、M社の種を買い続けるしかなく、種の特許を握る企業による世界の食料生産のコントロールが強化されていく。また、地域一帯の種子を独占したあとに種子の値段を上げたため、インドの綿花農家に多くの自殺者が出て社会問題化した事例も報告されている。食べるほうも選べないが、作るほうも選べない状況がTPPなどをテコにして広げられようとしている。こうして世界の食料生産・消費・環境がGM種子で覆い尽くされ、パイオメジャーの思いのままにコントロールされてしまうと不安視する声もある。中国とロシアがGM栽培・輸入禁止に大きく舵を切りつつあるのは、こうした動向への危機感の表れと考えられる。

亡国の種子法廃止

都道府県が優良品種を安く普及させるために国が予算措置をしてきた根拠法がなくなれば、予算措置が認められなくなり、都道府県による優良品種の安価な供給ができなくなる。命の要である主要食料の、その源である種は、良いものを安く提供するには、民間に任せるのではなく、国が責任を持つ必要があるとの判断があったわけだから、民間に任せれば、公的に優良種子を開発し、安価に普及してきた機能が失われる分、種子価格は高騰するというのが当然の帰結である。

実際、現在、稲で民間種子として販売されている「みつひかり」の種子価格は公的品种の10倍もするというデータもある(表1)。米国でも遺伝子組み換え種子が急速に拡大した大豆、とうもろこしの種子価格が3~4倍に跳ね上がったのに対して、自家採取と公共品種が主流の小麦では、種子価格の上昇は極めて小さいことから、公的育種の重要性がわかる(図)。

表1 水稲種子の販売価格 (20kgあたり)

開発者	品種	価格	生産量
北海道	きらら397	7,100円	78,191ト
青森県	まっしぐら	8,100円	136,010ト
三井化学アグロ	みつひかり	80,000円	4,414ト

(農水省穀物課調べ、価格は生産者渡し価格)

表2 生産コストに占める種苗費の割合

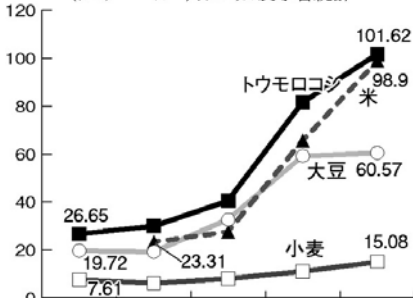
米	小麦	大豆	露地野菜
2.7%	4.1%	4.8%	8.1%

*野菜は露地野菜経営統計の単純平均。
アスパラガスの16.9%を最高に、プロッコリー 12.5%、ナス、ピーマン、タマネギ、ニンジン は11%前後。

*米、小麦、大豆は生産費統計、野菜は営農類型別経営統計から作成

図 アメリカでの種子費用の推移

(ドル/エーカー)、アメリカ農水省統計



農民連ブックレット」2017年5月(鈴木宣弘・北出俊昭・久野秀二・紙智子・真嶋良孝・湯川喜朗 著)

野菜の自給率、実は8%の衝撃

日本でも、民間依存で種子の9割が外国の圃場で生産されている野菜の種子価格が相対的に高いことは、露地野菜の生産コストに占める種子代の割合がコメ・麦・大豆の2倍前後も高いことから間接的に示唆される(表2)。なお、自給率80%で唯一コメに次いでまだ高いと思っていた野菜も、種まで遡ると自給率8%(0.8×0.1)という現実も衝撃である。

これまでの種子開発成果の譲渡義務に透ける真の狙い

「生産資材価格の引き下げのため」と言いながら、それに逆行することは間違いなく、かつ、公的な育種の成果を民間に譲渡することを義務付けた規定(「農業競争力強化支援法」の8条の4項)がセットされていることから、本当の目的が透けて見える。背景には、公共種子・農民種子をグローバル企業開発の特許種子に置き換えようとする世界的な種子ビジネスの攻勢がある(京都大学久野秀二教授)。

確かに、大豆やとうもろこしの次に、コメや小麦という主要食料の種子のGM(遺伝子組み換え)化を準備しているグローバルGM種子企業にとって「濡れ手で粟」である。「払い下げ」で手に入れた種をベースにGM種子にして特許化して独占し、それを買い続けられない限り、コメの生産が継続できなくなり、価格もつり上げられていく。国民の命の源を握られかねない重大な危機である。

種子法廃止に備えた「通知」(2017年11月)は、「優良な種の安価な供給には、従来通りの都道府県による体制が維持できるように措置すべきだ」という附帯決議に真っ向から反して、早く民間事業者が取って代わるように、移行期間においてのみ都道府県の事業を続け、その知見も民間に提供して、スムーズな民間企業への移行をサポートしろ、と指示している。つまり、至れり尽くせりで、早くグローバル種子企業がもうけられる下地を農研機構や都道府県が準備することを要請しているだけだ。

「附帯決議は気休めにもならない」と指摘したとおりだが、あまりに露骨に附帯決議の主旨を真っ向から否定して、ただただ民間への円滑かつ迅速な譲渡・移行を促すだけの通知が出されるとは驚きである。

グローバル種子企業の「新しいビジネスモデル」?

実際、M社は2003年までの6年間、愛知県農業試験場とコメ品種「祭り晴」のGM化の共同研究を行っていたが、58万人に及ぶ反対署名で断念した経緯がある。

英国ではサッチャー政権の民営化政策の一環として、公的育種事業を担ってきた植物育種研究所 (PBI) や国立種子開発機関 (NSDO) が 1987 年に U 社に売却され、1998 年に M 社に再売却された。1970 年代から民営化までの時期、PBI 育成の公共品種が小麦生産の約 80% を占めていたが、2016 年にはフランスやドイツなどの海外企業を中心とした民間品種に完全に置き換わっている (前出久野教授)。

なお、M 社(GM 種子と農薬販売)とドイツの B 社(人の薬販売)の合併は、米麦も GM 化され、種の独占が進み、病気になった人を B 社の薬で治す需要が増えるのを見込んだ「新しいビジネスモデル」だという極端な見方さえ出てきている。

民間活力の最大限の活用、民営化、企業参入、と言っているうちに、気が付いたら国が実質的に「乗っ取られていた」という悪夢は様々な角度から進行しかねない。遺伝子組み換えに不安をもつ消費者は、生産者に働きかけ、在来の多様な種を守って、生産・消費していくための消費者と生産者と道県行政による強固なネットワークを形成する必要がある。

間違いなく病気が増え、命が縮むのが「安い」のか〜手遅れになる前に気付くための生産者と消費者のネットワーク強化

以上のように、輸入農産物は、成長ホルモン(エストロゲン)、成長促進剤(ラクトパミン)、GM、除草剤(グリホサート=ラウンドアップ)の残留、収穫後農薬(イマザリル)などのリスクがあり、まさに、食に安さを追求することは命を削ることになりかねない。このような健康リスクを勘案すれば、実は、「表面的には安く見える海外産のほうが、総合的には、国産食品より高い」ことを認識すべきである。すでに、牛肉・豚肉の自給率が 5 割を切っている。さらに、安い牛丼・豚丼ありがたいと言っているうちに、健康を害して、やはり、安全な国産が食べたいと思った時には自給率が 1 割になっていたら、選ぶことさえできないことを今気づかないといけない。「食に安さだけを追求するのは命を削ること、孫子の世代に責任持てるのか」と認識しないとならない。

そこで、外食や加工品も含めて、食品の原産国表示を強化することが求められるが、「米国を科学的根拠なしに差別するもの」として ISDS の提訴で脅される可能性もあった。そういう中で、日本は加工食品の原材料の表示義務化に乗り出したが、案の定、米国からクレームがついている。TTIP(米 EU の FTA)でも米国は EU のパルメザンチーズなど地理的表示を問題視している。ところが、米国自身は食肉表示義務制度で原産地表示を義務付けている。さらに、これがカナダとメキシコとから不当差別として WTO(世界貿易機関)に訴えられ、米国が敗訴する皮肉な事態になっている。つまり、そもそも TPP のみならず食料の原産地表示の困難性が増してきている事態は深刻である。

命の要の食料

我が国では、国家安全保障の要(かなめ)としての食料の位置づけが甘い。必ず出てくるのが、安けりゃ良いじゃないかという議論だ。実は日本国民は結構安さに飛びつく国民である。世論調査すると 9 割くらいの方が、高くても国産を買いますかという問いにハイと答えているが、実際の食料自給率 38% である。体の原材料の 62% を海外に依存する日本人は原産国表示すれば、国産ではない。

それに比べて、米国などでは食料は武器という認識だ。軍事・エネルギーと並ぶ国家存立の三本柱であり、ブッシュ前大統領は戦争を続けて困ったものだったが、食料・農業関係者には必ずお礼を言っていた。「食料自給はナショナル・セキュリティの問題だ。皆さんのおかげでそれが常に保たれている米国はなんとありがたいことか。それにひきかえ、(どこの国のことかわかるとは思うけれども) 食料自給できない国を想像できるか。それは国際的圧力と危険にさらされている国だ。(そのようにしたのも我々だが、もっともっと徹底しよう。)」と。

さらには、農業が盛んな米国ウィスコンシン大学の教授は、農家の子弟が多い講義で「食料は武器であって、日本が標的だ。直接食べる食料だけでなく、日本の畜産のエサ穀物を米国が全部供給すれば日本を完全にコントロールできる。これがうまくいけば、これを世界に広げていくのが米国の食料戦略なのだから、みなさんはそのために頑張るのですよ」という趣旨の発言をしていたという。戦後一貫して、この米国の国家戦略によって我々の食は米国にじわじわと握られていき、いま TPP でその最終仕上げの局面を迎えている(米国の占領政策①米車を買わせる、②日本農業を米国農業と競争不能にして余剰農産物を買わせる<宇沢弘文氏>、バツ農務長官「日本国を脅迫するのなら、食料輸出を止めればよい。」)。

米国のコメ生産コストはタイやベトナムの 2 倍近い。それでも 1 俵 4,000 円で輸出し、農家にはしっかり作ってもらうために「12,000 円との差額はいくらお金がかかっても補填しますよ」というたぐいのことをやっている。それに比べたら、日本の農業が過保護などというのは間違いである。日本の農家に輸出補助金はあるか。ゼロである。米国は穀物 3 品目だけでも多い年は実質 1 兆円である。どうやって競争できるのか。日本の農産物は美味しいけれど高い。これを補助金ゼロで売る。米国は安い物をさらに 1 兆円の補助金をかけて安く売りさばっているのだから。しかも TPP でも米国の補助金はおおめなし。日本は垣根を低くして、米国の補助金漬けの農産物で潰されようとしている。何が自由貿易か。いや、これこそ「自由貿易」=「米国が自由にもうけられる貿易」なのである。

我が国では、収入保険を経営安定対策かのように提示しているが、これは過去 5 年の平均米価が 9,000 円/60kg なら 9,000 円を補填基準収入の算定に使うので、所得の下支えとはまったく別物だ。基準年が固定されず、下がった価格を順次基準にして

いくのだから「底なし沼」である。米国では強固な「不足払い」(所得の下支え)があり、収入保険はそれに付け足されているだけなのに、収入保険だけを取り出して米国を見本にしたというのはごまかしである。戸別所得保障の代わりにはなり得ない。

表2 農業所得に占める補助金の割合 (A)と農業生産額に対する農業予算比率 (B)

	A			B
	2006年	2012年	2013年	2012年
日本	15.6	38.2	39.1	38.2
米国	26.4	42.5	35.2	75.4
スイス	94.5	112.5	104.8	—
フランス	90.2	65.0	94.7	44.4
ドイツ	—	72.9	69.7	60.6
英国	95.2	81.9	90.5	63.2

資料:鈴木宣弘、磯田宏、飯國芳明、石井圭一による。

表3 品目別の農業所得に占める補助金比率の日仏比較(%)

	全農家平均		耕種作物		野菜		果物		酪農		肉牛		養豚		養鶏	
	2006	2014	2006	2014	2006	2014	2006	2014	2006	2014	2006	2014	2006	2014	2006	2014
日本	15.6	38.6	45.1 (11.9)	145.6 (61.4)	7.3	15.4	5.3	7.5	32.4	31.3	16.7	47.6	10.9	11.5	22.7 (11.6)	15.4 (10.0)
フランス	90.2	81.7	122.3	193.6	11.6	26.1	31.5	48.1	92.3	76.4	146.1	178.5	—	107.6	—	48.5

注: 1. 日本の耕種作物の()外の数字が水田作経営、()内が畑作経営の所得に占める補助金比率である。

2. 日本の養鶏農家の()外採卵鶏、()内がブロイラー農家の所得に占める補助金比率である。

資料: 日本は農業経営統計調査 営農類型別経営統計(個別経営)から鈴木宣弘とJC総研客員研究員姜蒼さんが計算。

フランスは、RICA 2006 SITUATION FINANCIÈRE ET DISPARITÉ DES RÉSULTATS ÉCONOMIQUES DES EXPLOITATIONS、Les résultats économiques des exploitations agricoles en 2014 から鈴木宣弘作成。

(注) 米国では農家などからの拠出金(チェックオフ)を約1,000億円(酪農が45%)徴収し、国内外での販売促進を行っているが、輸出促進部分には同額の連邦補助金が付加される。これも「隠れた輸出補助金」で300億円近くにのぼる。しかも、この拠出金は輸入農産物にも課しており、これは「隠れた関税」だ。酪農については飲用乳価を高く支払うよう全米2,600の郡別に最低支払義務を政府が課しているのも、乳製品価格を下げて輸出を促進する点で「隠れた輸出補助金」だ。

また、日本の農家の所得のうち補助金の占める割合は4割弱で、先進国では最も低いほうである。かたやEUの農業所得に占める補助金の割合は英仏が90%前後、スイスではほぼ100%。「これが産業か」と言われるかもしれないが、命を守り、環境を守り、国土・国境を守っている産業を国民みんなで支えるのは当たり前なのである。それが当たり前でないのが日本である。

米国では、我が国の稲作に匹敵する酪農は「公益事業」(必要な量の牛乳が必要ときに供給できないと子供が守れないから海外には依存できない)と言われ、酪農家に最低限支払われるべき加工原料乳価は連邦政府が全国一律に決め、飲用乳価に上乘せすべきプレミアムも約2600の郡別に政府が設定している。さらに、2014年から「乳価マイナス餌代」に最低限確保すべき水準を示して、それを下回ったら政府からの補填が発動されるシステムも完備した。

このような状況で、TPPや日欧・日米FTAの影響は軽微だから抜本的対策はしない、むしろ、日本の農業は過保護だからTPPで競争にさらせば輸出産業になると言っていたら、本当に最後の砦まで失い、息の根を止められてしまいかねない。「農家は潰れても構わない」と言っているのに等しい。国民にとっても命の危機である。

農業競争力「弱体化」法～要は「農協を使うな」と言っているだけ

規制改革推進会議の提言に沿ってまとめられた「農業競争力強化プログラム」に基づく農業競争力強化法ほか8法が、今後の農政の方向性を規定しようとしている。その底流には「民間活力の最大限の活用」という表現で、「規制緩和すれば経済利益は最大化される」という時代に逆行した短絡的な経済理論を名目にして、その裏には、既存の組織のビジネスとお金を自らのほうに引き寄せたい「今だけ、金だけ、自分だけ」の人達の「3だけ主義」の思惑が透けて見える。

資材価格の引き下げと農産物販売価格の向上により農業所得向上をめざすとしながら、そのために最も重要な農業者の共販・資材の共同購入の強化ではなく、それをむしろ「中抜き」して農家の直接取引を推進するのは「農業所得向上」とは逆行する。農業競争力「強化」でなく「弱体化」法と言わざるを得ない。

国民が求めているのは、米国を含む一部の企業利益の追求ではなく、自分たちの命、環境、地域、国土を守る安全な食料を確保するために、国民それぞれが、どう応分の負担をして支えていくか、というビジョンとそのための包括的な政策体系の構築である。競争に対して、共助・共生的システムと組織(農協や生協)の役割の重要性、消費者の役割、政府によるセーフティネットの役割などを包括するビジョンが一連の法案にはない。

歴史的に、個々の農家が大きな買手と個別取引することで農産物は買い叩かれ、個々の農家が大きな売手と個別取引することで資材価格は吊り上げられ、苦しんだ。そこから脱却し、農業所得を向上させるため、農協による共販と共同購入が導入され、それは取引交渉力を対等にするためのカウンターベイリング・パワー(拮抗力)として、独禁法の適用除外になっているの

が世界的な原則である(米国では、Capper-Volstead 法によって、反トラスト法の適用除外になっている)。

つまり、農業所得の向上のためには、協同組合を通じた共販・共同購入が重要であることを、しっかりと法に位置づけるべきである。しかるに、8 法の元になっている農業競争力強化プログラムには、農産物販売の価格交渉力を発揮するのではなく、他の買取業者と同列の農家から農産物を買う一貫手になること、資材購入の価格交渉力を発揮せずに、農家とメーカーをつなぐ情報提供に徹することなど、共販と共同購入を否定、つまり、協同組合の存在意義を否定するものとなっている(全農はそれに着実に応える姿勢を示している)。農産物の買ったたきと資材価格のつり上げにつながり、農業所得の向上とは相いれない歴史を逆戻りさせるものである。

しかも、「農業生産資材及び農産物の販売に関し、公正かつ自由な競争を確保するため、農業分野における独占禁止法の取締りの強化を図る」(「規制改革に関する第4次答申」)との方針が示され、農協共販に対して「みせしめ」「脅し」ともとれる公正取引委員会の査察が数年前の山形、福井に次いで、今年は高知にも入り、独禁法の適用除外がなし崩し的に実質的に無効化される事態が進行しているのも看過できない。世界原則を踏みじじる「違法行為」である。

さらに、関連法案では、農協共販解体の先陣を切って酪農が生贄にされた。バター不足を指定団体にかかる規制のせいにし、取引を自由化すれば酪農家所得が上がるという論理はまったく逆で、酪農家が個別取引で分断されていったら、英国のように、乳価は暴落し、消費者に飲用乳さえ十分供給できない混乱に陥りかねない。

規制緩和が万能薬であるかのように短絡的な経済理論が悪用されるが、規制緩和が正当化できるのは、市場のプレイヤーが市場支配力を持たない場合であることを忘れてはならない。一方のマーケットパワーが強い市場では、規制緩和は、一方の利益を一層不当に高める形で市場をさらに歪め、経済厚生を悪化させる可能性があり、理論的にも正当化されない。競争市場を前提とした規制緩和万能論はまやかしである。ところが、シカゴ学派は、「寡占や独占は一時的な現象で、やがて解消されるので考慮しなくてよい」と現実の独占・寡占の蔓延を無視する。誰のための経済学かがよくわかる。

この場合、規制緩和でなく、①拮抗力を形成できる共販組織の強化、②取引交渉力の不均衡による損失を補填する政府による下支え、こそが正当化されるが、一連の法案には全く言及もされていない。逆に、①が崩されようとしている下で、最低限、牛肉や豚肉に実施されているセーフティネットを酪農にも適用して「酪農版マルキン」を導入することが必要不可欠である。関係者が「省令で歯止めをかけてくれるはずだから、騒がないほうがよい」と考えていたら危うい。

地方創生と農業所得倍増の真実―「3 だけ主義」の攻撃に負けぬ「3 方よし」で地域を守る

驚くことに、貿易自由化、セーフティネットの撤廃、関連組織の解体を進めても、農業所得倍増ができると言う。要は、日本の既存農家のほとんどが潰れても、日本の農地の1%でいい。A ファームとかP ファームとかL ファームとかO ファームとかが農業をやりたいと言っている。そういう企業が条件のいい所だけで農業をやって利益があがれば所得倍増のようなものだ、と言う。

それでは残りの99%の農地はどうするのか、と言うと、そんな所に人が住むな、と言う。T氏はわかりやすい。K 県の中山間地に行ってこう言った。「何でこんな所に人が住んだ。早く引っ越せ。こんな所に人が住んで無理して農業をするから、行政もやらなければならない。これを無駄というのだ。原野に戻せ」と。地域の伝統や文化、コミュニティはどうなるのか、と言うと、そんなものは非効率だから要らないのだと。彼らの言う「地方創生」は、早く引っ越せということである。

軍事による安保ばかり強調して食料自給率をないがしろにする人達は安全保障の本質を理解していない。一部の企業の農業がかりに儲かっても国民に食料を十分に供給できない。それでは、彼らがよく言う安全保障はどうなるのか。結局のところ、それはどうでもいいということのようである。要は、「今だけ、金だけ、自分だけ」で、政権党に結びついている、ごく一部の者だけの利益が保障されればそれでいい。周りからむしり取って、もっと儲けられるようにしてやれるかどうか、すべてなのだ。これぞアベノミクス、これぞ TPP。根っこは同じである。しかし、ひとり生き残っても周りが成り立たなくなったら、自分も持続できないことさえ見えていない。

しかも、きわめて少数の「有能」で巨万の富も得ている人たちが、さらに露骨に私腹を肥やすために政府の会議を利用して、地域を苦しめている。代表的な方は、例えば、人材派遣業大手 P 社の T 会長と、O 社の M 会長、それに S の N 社長。立派な経営者だろうが、自分があれば儲けてもまだ儲け足りないという。なりふり構わずどこから取ってやろうとする。その筆頭がこの人たちである。

利益相反の権化

T 氏は、K 大学の名誉教授となっているけれども、一番の年収は人材派遣業の P 社の会長として1億2,000 万円の年収がある。彼が政府の会議を利用してやったことが、首切り自由特区と短期雇用にグルグル雑巾のように回していく雇用改革法案の成立。これは TPP 対応でもあったが、誰が儲かるかといえば P 社。こんな露骨な利益相反は慎むべきと筆者は某紙にコメントしたが、「よく言ってくれた。勇気ある行動だ。しかし体を大事にした方がいい」という心遣いもいただいた。さらには、家事支援外国人受入事業の特区も P 社が受注、次は、農業移民特区の全国展開構想も主張するなど、留まるどころを知らない。こ

れが今進んでいることである。

N氏は政府会議の座長の立場を利用して新しい農地集積組織(中間管理機構)をうまく使って、自社農場へ優良農地を集積し、農業委員会組織を骨抜きにして、農業に自由に参入して、儲からなければ農地を自由に転売して儲けられるように画策した。

M氏は郵政を民営化したら皆が幸せになれるなどと言って、座長をやりながら、実は、かんぼの宿をO社が安く買い叩こうとしたことがばれてしまった。役員報酬を1年に55億円ももらっても、こんなことしか考えられない。大店法を潰して全国の商店街を潰したのは彼だとの批判もある。こんなことを平気でやりながら、政権の中核と結びついて、さらに私腹を肥やすために、地域の人々を苦しめている。

獣医学部問題だけでない「友達ありき」の繰り返し

最近の象徴的「事件」はH県Y市の農業特区である。突如、大企業が農地を買うことができるようになった。その企業はどこか。O社の関連会社である。そして社外取締役就任しているのは誰か、N氏とT氏である。また、この3人だ。あまりにもわかりやすすぎる。

つまり、国家戦略特区は、国家「私物化」特区である。政権と近い特定の企業・事業体がまず決まっっていて、その私益のために規制緩和の突破口の名目でルールを破って便宜供与する手段だ。自分だけに規制緩和するからおいしい。このような構造は、獣医学部新設問題のずっと前から、いたるところで進んでいた。

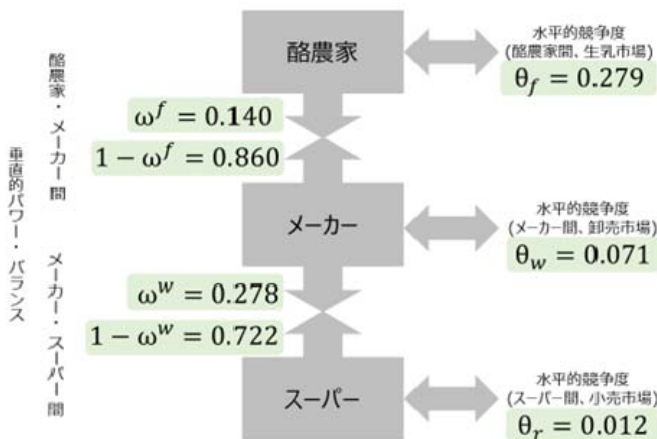
それにしても法的位置づけもない諮問機関に、利害の一致する仲間(彼らは米国の経済界とも密接につながっている)だけを集めて、官邸(裏で操る経済産業省)とで、国の方向性が私的に決められ、誰も止められなのは異常すぎる。「国会議員になるより規制改革推進会議メンバーになったほうが政策を決められる」と与党議員も嘆く。

ごく少数の「3だけ主義」の人たちが、露骨な利益相反を繰り返し、私腹を肥やすために、これでもか、これでもかと国民を苦しめ、地域を苦しめている。「3だけ主義」と正反対の取組みで地域を守ってきた人々や組織がこんな国家私物化のもくろみのために潰されようとしている。何と理不尽な話だろうか。一致団結して跳ね返すときである。

日本の農産物は買い叩かれている—食料の生・処・販も「3だけ主義」から「3方よし」へ

もう一つ認識すべきは、日本の農産物は買い叩かれているということである。食料関連産業の規模は、1980年の49.5兆円から、2011年には76.3兆円に拡大している。けれども農家の取り分は13.5兆円から10.5兆円に減少し、シェアは27.3%から13.7%に落ち込んでいる。農家の農業所得を時給に換算すると、おコメで480円、果物や野菜でも5~600円程度。このような時給で頑張っていて下さいと言っても、これは無理である。このことを食べる側は考えなければいけない。

図3 酪農協・メーカー・スーパー間のパワー・バランスの推定値



資料: 結城知佳・佐藤尅・鈴木宣弘による。

(注) ω=0 が完全劣位。ω=1 が完全優位。θ=0 が完全競争。θ=1 が完全協調

酪農における農協・メーカー・スーパー間の力関係を計算してみたら、スーパー対メーカー間の取引交渉力は7対3で、スーパーが圧倒的に優位。酪農協対メーカーは1対9で生産サイドが押されている。だから2008年に餌危機のとき、餌代がkgあたり20円も上がって、生産者が何とかしてくれと言ったけれど、小売大手が駄目だと言って、酪農家がバタバタと倒れた。これは日本が最も顕著だった。

他の国では小売価格も3カ月のうちに30円も上がって、皆が自分たちの大事な食料を守るシステムが動いた。このシステムが働かないのが日本である。これも「今だけ、金だけ、自分だけ」だ。買い叩いてビジネスができればいい、消費者も安ければいいと。こんなことをやって、生産者がやめてしまったら困るのは国民である。みなで泥舟に乗って沈んでいくようなものだとして、どうやって自分たちの食料を守っていくのかを考えなくてははいけない。

いまでも買い叩かれているのに、対等な競争条件のために、農協を株式会社化して共販・共同購入への独禁法の適用除外をやめさせるべきだという議論は、大手小売がさらに買い叩いてもうけるための口実で、競争条件をさらに不当にするものである。大手小売の「不当廉売」と「優越的地位の濫用」こそ、独禁法上の問題にすべきである。

カナダの牛乳は1リットル300円で、日本より大幅に高いが、消費者はそれに不満を持っていない。筆者の研究室の学生のアンケート調査に、カナダの消費者から「米国産の成長ホルモン入り牛乳は不安だから、カナダ産を支えたい」という趣旨の回答が寄せられた。生・処・販のそれぞれの段階が十分な利益を得た上で、消費者もハッピーなら、高くても、このほうが持続的なシステムではないか。つまり、「売り手よし、買い手よし、世間よし」の「三方よし」の価格形成が実現されている。

(ただし、カナダがこのようなシステムを維持するには、海外からの安い牛乳・乳製品を遮断する必要があるため、TPPで断固たる対応が必要になり、カナダはそれを押し通した。カナダはTPP参加国に対する無税の輸入枠(TRQ)を新設するが、それを超える輸入に対する高関税には手を付けずに維持することに成功している。EUにも同じ。)

真に強い農業とは一ホンモノを提供する生産者とそれを支える消費者との絆

真に強い農業とは何か。規模拡大してコストダウンすれば強い農業になるだろうか。規模の拡大を図り、コストダウンに努めることは重要だが、それだけでは、日本の土地条件の制約の下では、オーストラリアやアメリカに一ひねりで負けてしまう。同じ土俵では勝負にならない。少々高いけれども、徹底的に物が違うからあなたの物しか食べたくない、という人がいてくれることが重要だ。そういうホンモノを提供する生産者とそれを理解する消費者との絆、ネットワークこそが強い農業ではないか。

スイスの卵は国産1個60~80円もする。輸入品の何倍もしても、それでも国産の卵のほうが売れていた(筆者も見してきた)。小学生くらいの女の子が買っていたので、聞いた人がいた。その子は「これを買うことで生産者の皆さんの生活も支えられ、そのおかげで私たちの生活も成り立つのだから、当たり前でしょう」と、いとも簡単に答えたという。キーワードは、ナチュラル、オーガニック、アニマル・ウェルフェア(動物福祉)、バイオダイバーシティ(生物多様性)、そして美しい景観である。こういった要素を生産過程において考慮すれば、できたものもホンモノで安全でおいしい。それはつながっている。それは値段が高いのではなく、込められた価値への正当な対価だと国民が理解しているから、生産コストが周辺の国々よりも3割も4割も高くても、決して負けてはいない。

それでもスイスの農業所得のほぼ100%が補助金だというのだから、まだまだ十分に買い支えていないということになる。それについては、イタリアの水田の話が象徴的である。水田にはオタマジャクシが棲める生物多様性、ダム代わりに貯水できる洪水防止機能、水をろ過してくれる機能、こうした機能に国民はお世話になっているが、それをコメの値段に反映しているか。十分反映できていないのなら、ただ乗りしてはいけない。自分たちがお金を集めて別途払おうじゃないか、という感覚が税金からの直接支払いの根拠になっている。

根拠をしっかりと積み上げ、予算化し、国民の理解を得ている。スイスでは、環境支払い(豚の食事場所と寝床を区分し、外にも自由に出て行けるように飼う)230万円、生物多様性維持への特別支払い(草刈りをし、木を切り、雑木林化を防ぐことでより多くの生物種を維持する作業)170万円などときめ細かい。個別具体的に、農業の果たす多面的機能の項目ごとに支払われる直接支払額が決められているから、消費者も自分たちの応分の対価の支払いが納得でき、直接支払いもバラマキとは言われないし、農家もしっかりそれを認識し、誇りをもって生産に臨める。このようなシステムは日本にない。

さらに、米国では、農家にとって必要な最低限の所得・価格は必ず確保されるように、その水準を明示して、下回ったら政策を発動するから安心してつくって下さい、というシステムを完備している。これが食料を守るということだ。農業政策は農家保護政策でなく、国民の命を守る真の安全保障政策である。こうした本質的議論なくして食と農と地域の持続的発展はない。

農協「改革」の真実と対応方向~外部攻撃は徹底排除・内部不満には徹底改善

農協「改革」というのは名目で、実質は「解体による収奪」である。農業所得向上、農協の販売力強化は建前で、本当はその逆を狙っている。地域のみんを支えてきた農協の事業とお金を引き剥がして自分たちの側に持っていきたい人々のための私益追求だ。だから、「農業所得向上、農協の販売力強化」の自己改革案は、先方にとっては何の意味も持たない。

多国籍化した大企業の経営陣は、その資金力を利用して、政治、官僚、マスコミ、研究者を操り、大多数の国民を欺き、さらなる利益集中に都合の良い制度改変を推進していく。equal footing(対等な競争条件)の名目の下に「企業利益の拡大にじやまなルールや仕組みは徹底的に壊す、または都合のいいように変える」ことによって、人々の命、健康、暮らし、環境よりも目先の企業利益を追求する。この「今だけ、金だけ、自分だけ」(3だけ主義)の行為こそが「1%」(富の集中する人々に対するスティグリッツ教授の象徴的な呼称)による「自由貿易」や「規制改革」の主張の本質だ。

一部に利益が集中しないように相互扶助で中小業者や生活者の利益・権利を守る協同組合などの組織は、「今だけ、金だけ、自分だけ」には最もじやまな障害物である。そこで、「既得権益」「岩盤規制」と攻撃して、それをドリルで壊して市場を奪つ

て私腹を肥やそうとしている。これが「対等な競争条件」要求の実態だ。例えば、「相互扶助」として優遇されている「共済」は、先方にとっては存在そのものが否定されるべきものなのである。

TPP 類似の協定やそれと表裏一体の規制改革、農業・農協「改革」を推進している「今だけ、金だけ、自分だけ」しか見えない人々は狙っている。「農協解体」は、350 兆円の郵貯マネーを狙った「郵政解体」と重なる。日米国金融資本が狙っているのは信用と共済の計 140 兆円の農協マネーであり、次に農産物をもっと安く買いたい大手小売や巨大流通業者、次に肥料や農薬の価格を上げたい商社、さらに農業参入したい大手小売・流通業者、人材派遣会社などの企業が控える。だから「農協が悪い」を大義名分にして、市場を奪おうとしている。

先方の言う「改革」＝「解体」であるから、先方の指示するレールの上で、優れた「自己改革案」を出せば乗り切れるというのは見当違いである。共生と競争のバランスなくして遍く行き渡る(Inclusive)持続的な地域発展は望めない。地域全体を支える共生セクターの必要性を真正面から訴え、真っ向から闘わないかぎり間違いなく潰される。2016 年 11 月 11 日に出された規制改革会議の農協改革案、生乳流通改革案は、JA の共同販売(個別農家対応で買ったたかれないように共同で販売する)、共同購入(個別農家対応で資材を吊り上げられないように共同して購入する)を否定し、信用・共済事業を分離するという形で、農業協同組合の存在そのものを否定するものであり、「真っ向から闘わないかぎり間違いなく潰される」と筆者が指摘してきたとおりである。

JA の信用・共済事業を攻撃する狙いは郵政解体と同じである。先述のとおり、米国の金融保険業界が日本の郵貯マネー350 兆円の運用資金がどうしても欲しいということで、「対等な競争条件」の名目で解体せよと言われ、郵貯マネー350 兆円にメドが立った次に必ずほしいと言っているのが 350 兆円に次ぐ JA マネーの運用資金 150 兆円である。全国 2 万局の郵便局で A 社保険の販売が実現したので、次は全国の JA 店舗窓口がターゲットになる。

全国では、25 事業年度で営農指導事業の経常ベースの部門赤字額は 1,100 億円 (155 百万円/JJA)、これを信用事業で 303 億円、共済事業で 212 億円、農業関連事業 (販売・購買) で 466 億円、生活事業等で 118 億円負担している。農があって食が提供できて地域のみなさんの暮らしも成り立つ。その地域のみなさんにも信用事業や共済事業を利用してもらうことで、そこに集まってくる資金の一部を農業振興(本来的にサービスで赤字の持ち出しが必然)に還元する。結局は自分たちの食をみんなで支えるというサイクルを農協が地域で回している。まさに「共助」「共生」である。農協を核にして、地域の農と食と暮らしが循環する。信用・共済事業を切り離せというのならそれでは農業振興ができなくなるのだから、農協は農業振興を、という話と矛盾することになる。農業振興をせよというなら、信用・共済事業は切り離せないということだ。

	総合農協	酪農専門農協	漁協
販売事業	8	46	43
購買事業	17	20	14
信用事業	42		4
共済事業	26		3
指導事業	-1	-1	11
加工事業	1	24	2

資料：農林水産省「平成27事業年度総合農協統計表」「平成27事業年度専門農協統計表」、水産庁「平成27年度水産業協同組合統計表」から田口さつき農林中金総研専任研究員作成

農業基本法が食料・農業・農村基本法に改称されたことに象徴されるように、食と農と地域は一体的にとらえる必要がある。「職能組合」に純化すべしとの主張の根拠として、産業政策と地域政策を切り離すべき、と語られるが、農と食と地域は一体的につながっているのだから、農村として一体で考え、そこを出発点にしなければ、農村を守ることはできない。

協同組合の税制上の優遇措置がイコール・フットィングになっていないというなら、むしろ、JA側から自ら税制上の優遇措置を返上する選択が可能であれば、「今だけ、金だけ、自分だけ」の求めるイコール・フットィングは実現することになるから、彼らは、それ以上文句は言えない。こちらは、不当な経営への干渉だとして、頑として跳ね返せばよい。

また、そもそも准組合員の利用規制は法律に抵触する。農協法 12 条の「組合員資格」では、准組合員は正組合員とともに「組合員」を構成しており、議決権は付与されていないが事業利用権は付与されている。さらに ICA (国際協同組合同盟) 宣言は、自主的で開かれた組合員制(第 1 原則)、地域コミュニティの持続可能な発展に努めること(第 7 原則)を掲げている。つまり、准組合員やそれ以外の地域住民全体への貢献をめざすのが協同組合の真髄なのであって職能組合であるべきという論理とは相容れない。

農協が販売する生産資材が高いという指摘については、そもそもメーカーが農協に販売する価格が高いことも大きな要因で

ある(ある新聞がそのことに触れようとしたら、官邸筋から「JA が悪い」だけの見出しと内容にするよう事前検閲が入ったという)。商社系列は資材価格を高くしようとし、一方、量販店や加工業者は農産物を買いたたこうとする。それを何とか適正な価格にしようとしているのが農協である。農協を解体してしまったら農産物はさらに買いたたかれ、生産資材価格は高くつり上げられる。実は、それが農協解体の狙いのひとつだ。やはり農業所得向上という名目とはまったく逆なのが政府の「農協改革」だということがわかる。

農協が地域全体を支えることの重要性の一方で、地域のなかで規模拡大した一部の農家が農協に不満を持つような面もある。品質向上に努力した農家の努力の結果が反映されにくい側面もあるため、「個」の創意工夫の追求と「組織」への結集で生まれる価格形成力の発揮との両立は難しいとの指摘もある。

高品質のものは少しでも高く買っていくことが必要で、販売品を個別に分けて扱うことも今はコンピュータを利用すればできる。生産資材についてもロットがまとまれば安くするような仕組みもつくれる。大型農家も集落法人も農協の組合員なのだから何が農協には必要なのか、よく聞いて話し合うことだ。「個」の努力の結果が「組織」で評価されない事態を改善する手法は、今は十分にある。それをさらに徹底して広げていけば、農協への批判は飛躍的に改善できる。組合員からの不満の声には一つ一つ真摯に耳を傾けて、改善すべきは徹底的に改善する対策を提示すべきである。それが「自己改革」である。組織の結束力強化と個々の創意工夫が評価できる仕組みが対立するのではなく最高の形で融合することが販売力強化による農家の所得増加には不可欠である。組織が目先の組織防衛に走れば、墓穴を掘る。農業が崩壊して、地域が崩壊して、組織だけが生き残れるわけがない。「組織が組織のために働いたら組織は潰れる。掘って立つ人々のために働いてこそ組織も存続できる」ことを忘れてはならない。

准組合員規制を人質にして「どちらを選ぶか」と言われて、順に要求を呑まされていったら、気が付いたら何も残っていない。「傷が浅いほうを呑む」闘いを続けていては、先方の術中にはまり、やがては、なし崩し的に息の根を止められる。「共販」から買取販売に向けて、どうして数値目標を決めて政府に報告しないといけないのか。そもそも、こうした要請は憲法 22 条と 29 条に基づく「営業の自由」に抵触するので拘束力を持ちえないのだから、突っぱねるのみである。不当な介入には提訴で抵抗すべきである。残念ながら、もう自ら数値目標を掲げてしまったが。

さらに、独禁法の厳格適用が「見せしめ」に使われ、協同組合の世界共通の権利と認められてきた独禁法の適用除外が実質的になし崩しにされようとしている。個々の力を結集して強い買手・売手と対峙できるように共販・共同購入をカルテルと区別する、この基本的権利をなし崩し的に剥奪することは断じて容認できない。提訴で対抗すべきである。

そして、規制改革推進会議や官邸が何をしようか、自力で地域を支える柱となって実績で跳ね返していく覚悟を新たにするときである。何人も「収奪」でなく「共生」でしか存続できぬことを示さなくてはならない。

「総仕上げ」の指示

農業については、家族経営の崩壊、農協解体に向けた措置(全農共販・共同購入の無効化、独禁法の適用除外の実質無効化、生乳共販の弱体化、信用・共済の分離への布石)、外資を含む一部企業への便宜供与(全農の株式会社化→買取、特定企業の農地取得を可能にした国家「私物化」特区、種子法の廃止、農業「移民」特区の展開)、そして、それらにより国民の命と暮らしのリスクが高まる事態が「着実に」進行している。

そして、ここに来て、農協・漁協に対する大手流通業者の取引交渉力を強め、農林水産物の一層の買いたたきを促進する卸売市場の形骸化、国有林野の民間への払下げ、さらには、漁業についても、以前から議論のあった漁業権開放論が規制改革の俎上に再浮上している。漁業権は、これまで各漁場で生業を営む漁家の集合体としての漁協に優先的に免許されてきたが、今後は、一般企業も同列に扱って、権利を付与し、最終的には、その漁業権を入札で譲渡可能とするのが望ましい(実質的に外国にも開放されることになる)との議論が規制改革推進会議などで始まった。

これは、延長された所管官庁のトップの在任中に、一連の農林水産業の家族経営の崩壊、協同組合と所管官庁などの関連組織の崩壊に「とどめを刺し」、国内外の特定企業などへの便宜供与を貫徹する「総仕上げ」を敢行するという強い意思表示と理解される。協同組合の解体が一層の現実味を帯びてきていることを肝に銘じる必要がある。

食料と農林水産業とその関連組織(農協・漁協や農林水産省)に「とどめを刺す」と意気込んでいる人たちに、「民間活力の最大限の活用」だ、「企業参入」だと言っているうちに、気付いたら、安全性の懸念が大きい輸入農水産物に一層依存して国民の健康が蝕まれ、日本の資源・環境、地域社会、そして、日本国民の主権が実質的に奪われていくという取り返しのつかない事態に突き進む愚かなことを進めているのだということに一日も早く気づいてもらうべく、国民一人一人が事態の本質を正しく認識する必要がある。

自分たちの安全・安心な食と地域の暮らしは自分たちが守る

このままでは、際限なき TPP プラスの自由化ドミノとそれと表裏一体の規制「改革」によって地域社会がグローバル資本に略奪されて崩壊する。大店法が撤廃され、巨大店舗の進出で日本中の商店街がシャッター街になり、ある程度儲かると撤退し

て、町を荒廃させてきた同じことが農業を含む更に広範な分野で進む。これは地方創生ではない。著しくバランスを失した持続しない「歪んだ成長」であり、地域の食と農と暮らしの崩壊である。

ひとりひとりの毎日の営みがみんなの命と暮らしを守ることに繋がっていることを常に思い起こし、誇りを持ち、我々は負けるわけにはいかない。信念を曲げなければ TPP も一度止められた。正義は勝つ(こともある)。

「3 だけ主義」から自分たちの安全・安心な食を自分たちで守るには、例えば、消費者(生協)が生産者(農協・漁協など)と共同してホンモノの価値を評価する基準を策定して適正価格で支え、安くても不安な食を自分たちの力で排除できるような共助・共生システムの強化・拡大が不可欠である。

スイスで1個80円もする国産の卵のほう売れている原動力は、消費者サイドが食品流通の5割以上のシェアを持つ生協に結集して、農協なども通じて生産者サイドに働きかけ、ホンモノの基準を設定・認証して、健康、環境、動物愛護、生物多様性、景観に配慮した生産を促進し、その代わり、できた農産物に込められた多様な価値を価格に反映して消費者が支えていくという強固なネットワークを形成できていることにある。

政治が国民を守らないなら、生産者と関連産業と消費者が一体となって、自分たちの力で自分たちの命と暮らしを守る仕組みを強化していくことが不可欠である。国産牛乳供給が滞りかねない危機に直面して、乳業メーカーが動いた。J-milk を通じて各社が共同拠出して産業全体の長期的持続のために個別の利益を排除して酪農生産基盤確保の支援事業を開始した。JA 組織も系統の独自資金による農業経営のセーフティネット政策を国に代わって本格的に導入すべきである。

先日、農機メーカーの若い営業マンの皆さんが「自分たちの日々の営みが日本農業を支え国民の命を守っていることが共感できた」と講演後の筆者の周りに集まってくれた。本来、生産者と関連産業と消費者は「運命共同体」である。自分たちの力で自分たちの命と暮らしを支え合う共助・共生システムを強化する 2018 年にしたい。

いま頑張っている日本の農畜産・漁家は、国民の食を守って奮闘してきた「精鋭部隊」として、ここで負けるわけにはいかないし、負けることはない。人に優しく、環境に優しく、生き物に優しい経営の価値を消費者が共感し、そこから生み出されるホンモノに高い値段を払おうとするような消費者との強い絆が形成される結果、規模が小さくても高収益を実現できる。新大陸型農業に規模拡大だけで闘ったらひとたまりもない。規模の大小は「優劣」ではなく「経営スタイルや経営思想が違う」のであり、様々な経営がその特色を生かし持続しうるし、現に持続していることを忘れてはならない。

希望～最終的には勇気をもって真実を伝える人々と国民(消費者)の行動が事態を動かす

M 社が開発した米国の遺伝子組み換え牛成長ホルモン(rBGH or rbST)は、バーモント州が、その使用を表示義務化しようとしたが、M 社の提訴で阻止された。かつ、rbST-free(不使用)の任意表示も、「成分に差がない」(No significant difference has been shown between milk from rBST/rbST-treated and untreated cows.)との注記を FDA(食品医薬品局)は条件とした。それでも、身の危険も顧みずに真実を発表した学者が出てきて、結局、Starbucks や Wal-Mart が、自社の牛乳・乳製品は不使用であると宣言*せざるを得なくなり、rbST の酪農生産への普及も頭打ちとなって、M 社が rbST の販売権を売却する事態になったことは、かりに、表示をできなくされても、遺伝子組み換え牛成長ホルモン入り牛乳である可能性があるなら牛乳を飲まない、という消費者の不買行動が業界を動かしたということだ。

恐れずに真実を語る人々がいて、それを受けて、最終的には消費者(国民)の行動が事態を変えていく力になることを我々は忘れてはならない。我々が国民を動かす原動力になろう。*ダノンのヨーグルトも脱 GM 宣言(2018～)。

農協や地域の共助組織の役割

農協や地域の共助組織は疲弊しつつある地域を守る最後の砦だ。覚悟をもって自らが地域の農業にも参画し、地域住民の生活を支える事業も強化していかないと日本の地域を維持することはいよいよ難しくなっている。農協や地域の共助組織には大きな責任と期待がかかっている。

補論 1 貿易自由化の中で国産肉のシェア拡大を図るには? ～外食・中食における輸入品の圧倒的シェア

豚肉の小売店における国産シェアは 79%だが、外食では 11%、中食(総菜・弁当)では 18%に過ぎない。牛肉の小売店における国産シェアは 80%だが、外食では 29%、中食(総菜・弁当)では 7%に過ぎない。食費に占める外食・中食比率が増える中で、外食・中食における国産肉のシェア拡大対策が不可欠である。

付録 建前→本音の政治・行政用語の変換表

●大義名分=後からとってつける建前の理由。例えば、2017 年の唐突な衆議院解散は国会追及逃れの保身と言われたが、もっと裏があった。「イメージの悪化した〇〇総理では選挙は困難とみて、すべての責任を総理に取ってもらったのちに総理交代によってイメージを一新して選挙に臨むとの流れが与党内で加速してきたため、先手を打って、延命を図った」のである。まさに「〇〇の〇〇による〇〇のための解散」。有権者がこのための 800 億円の費用をどう受け止めたか。

- 丁寧・真摯に説明する＝強引・姑息にごまかす。「丁寧・真摯」と連呼し、内容は説明しない。
- 国益を守る＝米国の要求に忠実に従い、政権と結びつく企業の利益を守ること、国民の命や暮らしを犠牲にしても、自身の政治生命を守ること。
- 自由貿易＝米国(発のグローバル企業)が自由に儲けられる貿易。
- 自主的に＝米国(発のグローバル企業)の要求どおりに。
- 戦略的外交＝「対日年次改革要望書」や米国在日商工会議所の意見書などに着々と応えていく(その窓口が規制改革推進会議)だけ。全部、いっぺんに応えてしまうとやる事がなくなってしまうので、必死で交渉しているポーズを取りつつ、一つ一つ順に応えていくのが戦略。いずれにせよ、際限なく国益が失われていく「アリ地獄」or「底なし沼」。
- 大筋合意＝交渉が決裂した項目は外して、合意できた部分だけをもって合意を偽装する姑息な用語(TPP11 など)。類義語に「大枠合意」(日欧 EPA)。内政での行き詰まりから国民の目を逸らすために外交成果を急ぐときの常套手段になりつつある。納得していない国に早く降りるよう圧力をかける意図もある。
- 規制緩和＝地域の均衡ある発展のために長年かけて築いてきた相互扶助的ルールや組織を壊して、ないしは改変して地域のビジネスとお金を一部企業に集中させること。規制緩和の名目で実質的な規制強化を行う場合もある。いわば「国家の私物化」。この国際版が TPP(環太平洋連携協定)型の協定で「世界の私物化」。
- 規制緩和が皆にチャンスを広げる＝規制緩和すれば多くの国民は苦しむが、巨大企業の経営陣がさらに儲けられる。
- 対等な競争条件(Level the playing field とか Equal Footing)＝もっと一部企業に富が集中できる市場条件にする。市場を差し出したら許す(例: 郵便局での A 社保険販売)。
- 岩盤規制・既得権益＝儲けられる余地が減ってきたので、地域の均衡ある発展のために長年かけて築いてきた相互扶助的ルールや組織を壊して地域のビジネスとお金を一部企業が奪いたい。そこで、地域を守るルールや組織は障害なので岩盤規制・既得権益と呼ぶ。
- 国家戦略特区＝別名、国家「私物化」特区。政権と近い特定の企業・事業体がまず決まっいて、その私益のために規制緩和の突破口の名目でルールを破って便宜供与する手段。自分だけに規制緩和するからおいしい。
- 幅広い視点からの諮問会議の委員構成＝利益相反的な賛成派、あるいは、素人で純粋に短絡的な規制緩和論者だけを入れる。「詳しい人や反対論者を入れたら決まらないでしょ。最初から決まった結論を持っていくためにやるのだから。」
- 道半ば＝経済政策(アベノミクス、物価 2%上昇目標など)の破綻のこと。
- 1%の農業を守るために残り 99%の利益を犠牲にするな＝1%の企業利益のために 99%の国民は犠牲にする。
- 農業所得向上＝農協を解体して、地域のビジネスとお金を一部企業が奪うための名目。①信用・共済マネーの剥奪に加えて、②共販を崩して農産物をもっと安く買いたたきたい企業、③共同購入を崩して生産資材価格をつり上げたい企業、④JA と既存農家が潰れたら農業参入したい企業が控える。規制改革推進会議の答申はそのとおりになっている。
- 地方創生＝なぜ、そんなところに無理して住むのか。無理して住んで農業やって、税金使って、行政もやらねばならぬ。これを非効率という。地域の伝統、文化、コミュニティもどうでもよい。非効率なのだ。早く引っ越して、原野に戻せ。
- 農業協同組合の独占禁止法「適用除外」は不当＝共同販売・共同購入を崩せば、農産物をもっと安く買い、資材を高く販売できる。「適用除外」がすぐに解除できないなら、独占法の厳格適用で脅して実質的になし崩しにする。
- 農協は信用・共済事業をやめて本来業務の農業振興の「職能組合」に純化すべき＝農協から信用・共済ビジネスを奪うための理屈付け。こうすれば、農協は倒産するから、農産物も買いたたけるし、資材も高く売れる。農家が廃業したら、儲けられる好条件地には参入できる。
- 准組合員規制＝農協解体を遂行するための脅しの切り札。これをちらつかせて、すべてを吞ませていく。
- 農業所得倍増＝貿易自由化と規制改革で既存の農家が大量に廃業したら、全国の 1%でも平場の条件の良い農地だけ、大手流通企業などが参入して儲けられる条件を整備し、一部企業の利益が倍増すればよい。儲からなければ転用すればよい。
- 農業競争力強化支援法＝農業競争力「弱体化」法。競争力強化に必要な協同組合の共販・共同購入を「中抜き」し、農業関連組織の解体と家族経営の崩壊を促進し、特定企業に便宜供与する。コメの種子情報を無償譲渡で獲得し、遺伝子組み換え種子で主要穀物市場を独占し、種子価格を吊り上げ、国民の命をコントロール下に置けるバイオメジャーには濡れ手で粟。
- 漁家・漁協の既得権益の開放＝浜は既存の非効率な漁家の既得権益でなく、みんなのものだから、効率的な企業にも平等にアクセスできるように漁協に免許されている漁業権を開放しろ、と言って、結局、そう主張した企業が買い占めて既得権益化する(浜のプライベートビーチ化)という詐欺的ストーリー。しかも、最終的には外資に日本の沿岸国境線を握られ、日本が実質的に植民地化する亡国のリスクが見えていない。
- 漁場の共同管理をやめるべき＝既存漁家から浜のビジネスを奪いたい。コモンズ(共用資源)は共同管理することで資源の枯渇による共倒れという「悲劇」を回避してきたのが理論的にも実証的にも確認されている。コモンズに短絡的規制緩和論を主張するのは根本的な間違い。我々の社会を「グローバルコモンズ」と見做せば、個々が利己的に自己利益の最大化をめざせば社会全体の利益が最大化されるという新古典派経済学が適用できる余地は実はほとんどない。
- 改革の総仕上げ＝延長された所管官庁のトップの在任中に、一連の農林水産業の家族経営の崩壊、協同組合と所管官庁などの関連組織の崩壊に「とどめを刺し」、国内外の特定企業などへの便宜供与を貫徹するという強い意思表示。
- 科学主義＝疑わしきは安全。安全でないと証明される(因果関係が完全に特定される)までは規制してはならない。人命よりも企業を守る。対語は、予防原則＝疑わしきは規制する(手遅れによる被害拡大を防ぐため)。

- 専門家安全だと言っている＝安全かどうかはわからない。なぜなら、「安全でない」という実験・臨床試験結果を出したら研究資金は切れ、学者生命も、本当の命さえも危険にさらされる。だから、特に、安全性に懸念が示されている分野については、生き残っている専門家は、大丈夫でなくても「大丈夫だ」と言う人だけになってしまう危険がある。
- 有識者＝はじめから結論ありきの意に沿う人々。
- 枕詞＝国会決議などを反故にする言い訳に使うために当初から組み込んでおく常套手段の修飾語。最近の事例は、「再生産可能となるよう」「聖域なき関税撤廃を前提とする(TPP)」「国の主権を損なうような(ISD 条項)」など。
- 付帯決議＝ガス抜き。法律に対する懸念事項に一応配慮したというポーズ、アリバイづくり(賛成・反対の双方にとって)。参議院の公式ホームページでも「付帯決議には政治的効果があるのみで法的効力はありません」と明記されている。
- パブリックコメント＝アリバイづくり。皆の意見を聞いたふりをして、膨大なコピーをとって審議会などで席上配布したのち、すぐに捨てる。
- 単なる情報交換＝日本の TPP 交渉参加を米国に承認してもらおうための「入場料」支払いのために水面下で2年間行った事前交渉の国民向けの呼称。国民を見事に欺いて米国への事前の国益差し出しに貢献したことで経産省初の女性局長(その後、総理秘書官を経て特許庁長官)に昇進した人もいる。
- 生産性向上効果と資本蓄積効果＝貿易自由化の経済効果を操作して水増しするための万能のドーピング薬。
- 緊急対策＝政治家が自身の力で実現したのだと「恩を着せる」ための一過性の対策。政策に曖昧さを維持し、農家を常に不安にさせ、いざというときに存在意義を示すための日本的制度体系。しかも、既存の施策を〇〇対策として括り直して看板付け替えただけのことが多い。対語は、対策の発動基準が明確にされ、農家にとって予見可能で、それを目安にした経営・投資計画が立てやすくなっている欧米型のシステムティックな政策。
- 情報公開＝基本的に情報は出すものではなく隠すもので、出す場合は政府が国民を誤認させて誘導するのに都合のいいところだけ公開する。公開を迫られたときは黒塗り(「のり弁当」)にするか、記録を廃棄したことにする。ウソを貫徹した人は国税庁長官やイタリア一等書記官に異例の処遇をする。真実を述べた人はスキャンダルで人格攻撃する。
- 失言＝本音。(いかん。つい本音が出てしまった・・・)
- 記憶にない＝事実と認めるわけにはいかない質問に偽証に問われないように答えるときの常套句。「私の記憶によれば〇〇していない」という言い回しもある。
- 日米安保で守られているから＝対米従属を国民に納得される「印籠」。政策遂行に非常に都合がいいから、政治・行政は「日米安保の幻想」を隠す。実は、米国では北朝鮮の核ミサイルが米国西海岸のシアトルやサンフランシスコに届く水準になってきたから韓国や日本に犠牲が出て、今の段階で叩くべきという議論が出ている。米国は日本を守るために米軍基地を日本に置いているのではなく、米国本土を守るために置いている。
- 国民の命を守る防衛費＝米国の軍事産業を救う防衛費。米国が欠陥商品と認めるオスプレイを破格の1機100億円で17機、1,700億円で購入するなど、至れり尽くせり。
- 自殺＝証拠隠滅(揉み消し)のために追い込まれた死 or 殺人。自衛隊員の戦死の偽装。
- 不時着＝オスプレイの墜落。
- 武力衝突＝自衛隊派遣が憲法9条に抵触しないよう、「戦闘」のことを「武力衝突」と言う。
- 国民の命を守る J-アラート＝国民の恐怖を煽り、失政から目を逸らさせ、政権支持の浮揚を図る道具。北朝鮮のミサイルは大気圏外に飛んでいるので弾頭以外の落下物があっても大気圏突入で燃え尽きるから日本国土に何か落ちることはないことをわかっているが、逃げろ、隠れろと警報を鳴らしている。
- 米国は常に日本とともにある＝US stands behind Japan 100%。北朝鮮のミサイル発射を受けトランプ米大統領が安倍総理に表明した言葉。
- 貧困緩和には規制緩和の徹底が不可欠＝グローバル企業が途上国を食い物にするための口実。
- コンディショナリティ＝貧困緩和のためには規制緩和の徹底が必要と言いつつも、途上国を支援する名目で、世界銀行やIMF融資の条件として、アメリカ発のグローバル企業の利益を高める規制緩和やルール変更(関税・補助金・最低賃金の撤廃、教育無料制・食料増産政策の廃止、農業技術普及組織・農民組織の解体など)を強いること。しかも、強制したのでなく当該国が「自主的に」意思表示したという合意書(Letter of Intent)を書かせる。
- トリクルダウン＝99%→1%に富を収奪しようとしている張本人が1%→99%に「滴り落ちる」という論理破綻
- CSR(企業の社会的責任の履行)＝「安全性を疎かにしたり、従業員を酷使したり、周囲に迷惑をかけ、環境に負担をかけて利益を追求する企業活動は社会全体の利益を損ね、企業自身の持続性も保てないから、そういう社会的コスト(外部費用)をしっかり認識して負担する経営をしなくてはならない」というのは建前で、本当は、TPP 型の ISDS 条項で、企業が本来負担すべき社会的費用の負担(命、健康、環境、生活を毀損しないこと)の遵守を求められたら、逆に利益を損ねたとして損害賠償請求をしたい。
- 主流派経済学＝巨大企業の利益を増やすのに都合がいい経済学。
- 独占・寡占は取るに足らぬ問題で、独占禁止政策も含め、規制緩和があるのみ＝独占・寡占が常態化する市場で、それを抑制する政策も含めて規制緩和すれば、さらに市場を歪め、独占企業への富の集中を進められる(社会全体の経済厚生は低下する可能性がある)。規制緩和が正当化されるのは、市場が競争的であることが前提で、不完全競争(独占・寡占)市場での規制緩和は正当化されない。したがって、主流派経済学は独占・寡占の存在を無理やり否定する。

補論2 付度の競争政策～公取の尊厳は何処に

農協への適用除外をやめるべきとの議論が強化されつつある。最近の農協への独禁法違反摘発には2つの特徴がある。

競争政策の政治利用 1つは、「見せしめ」的な競争政策の政治利用である。

[事例①] 2013年参院選直後の山形県庄内地方の5農協へのコメの販売手数料カルテル疑惑での公正取引委員会(以下「公取」)の立ち入り調査。

[事例②] 2014年衆院選直後のJA福井県経済連への農業用施設の改修工事の落札業者を事前に決めていたとする排除措置命令(行為の撤回命令)。

いずれも農協の共販行為自体に対する独禁法適用ではなかったが、極めてわかりやすいタイミングでの「あら探し」的な摘発から、「見せしめ」「脅し」との疑念が拭えない。本来、政治から独立した司法機関である公取が政治利用されることは許されるのであろうか。公取の独立した司法機関としての誇りも問われる。

適用除外のなし崩し化

2つ目は、独禁法の適用除外をやめさせるのではなく、独禁法の解釈を実質的に強化して農協を取締まり、適用除外をなし崩しにする摘発である。「農業生産資材及び農産物の販売に関し、公正かつ自由な競争を確保するため、農業分野における独占禁止法の取締りの強化を図る」(「規制改革に関する第4次答申」2016年5月19日)方針と呼応している。

[事例③] 2017年3月29日、高知県JA土佐あきに対して、公取は、ナスの販売について、組合員に対して系統以外に出荷することを制限する条件をつけて販売を受託していたという拘束条件付取引に該当するとして排除措置命令を下した。ナスの部会は元々農家の自主的な組織で、共同出荷施設を維持し、共同販売を促進するために、自らで作っていた規約に対して、農協が系統利用を強制したとの判断がなされた。こうした活動を独禁法違反とすることは、農協共販を独禁法の適用除外としている22条の根幹を揺るがす重大な事態である。

歴史的に、個々の農家が大きな買手と個別取引することで農産物は買ったたかれ、個々の農家が大きな売手と個別取引することで資材価格はつり上げられ、苦しんだ。そこから脱却し、農業所得を向上させるため、農協による共販と共同購入が導入され、それは取引交渉力を対等にするためのカウンターバイリング・パワー(拮抗力)として、独禁法の適用除外になっているのが世界的な原則である。

公取も「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」(平成29年6月16日改定)で22条の趣旨について、「単独では大企業に伍して競争することが困難な農業者が、相互扶助を目的とした協同組合を組織して、市場において有効な競争単位として競争することは、独禁法が目的とする公正かつ自由な競争秩序の維持促進に積極的な貢献をするものである。したがって、このような組合が行う行為には、形式的・外観的には競争を制限するおそれがあるような場合であっても、特に独禁法の目的に反することが少ないと考えられることから、独禁法の適用を除外する。」と説明している。

「共販を認めつつフリーライドを推奨して共販を崩す」ことになっていないか

共販が有効に機能するには、共販に結集するための誘因となる自主的なルール(ある程度の縛り)は不可欠である。それなのに、それを違反だというなら、共販を「公正かつ自由な競争秩序の維持促進に積極的な貢献をする」と認めながら、「ただ乗り」を助長し、共販を壊す、という論理矛盾になっていないか。ただし、我が国では、農協と組合員間の共販のルール、特に、ルールを破った場合の罰則が明確でないために、「共販破り」の組合員への対応が「優越的地位の濫用」と見做される余地を与えている側面もあるように思われる。この点はよく検討すべきであろう。

欧米では共販のルールに独禁法は適用されない

欧米の農協で全量出荷を義務付けることはむしろ普通である(農中総研の平澤明彦副部長)。例えば、米国の場合、農業協同組合は一つの事業体として捉えられており、農協と組合員との契約関係は内部関係として、反トラスト法が適用されることはない(農中総研の明田作客員研究員)。米国のサンキストは独禁法の適用除外となっている農協であり、組合員は柑橘生産の全量を組合を通して出荷しなくてはならない専属利用契約を結ぶ。品質や出荷時期などに厳しいルールがあり、違反者は除名処分を受ける。ブランドを守り、組合員の利益を維持するための当然の対応である。これらは独禁法上の問題にはならない。このような契約に同意できないならば、組合員にならずに、独自に販売すればよいだけである。もちろん、その場合はサンキストのブランドを名乗ることはできない。

生乳生産者組織強化を図るEUと弱体化を進める日本

EUでは、寡占化した加工・小売資本が圧倒的に有利に立っている現状の取引交渉力バランスを是正することにより、公正な生乳取引を促すことが必要との判断から、2011年に「ミルク・パッケージ」政策が打ち出された。その政策の一環として、独禁法の適用除外の生乳生産者団体の組織化と販売契約の明確化による取引交渉力の強化が進められている。

頻発するバター不足の原因が酪農協(指定団体)によって酪農家の自由な販売が妨げられていることにあるとして、「改正畜安法(畜産経営の安定に関する法律)」で酪農協が全量委託を義務付けてはいけないと規定して酪農協の弱体化を推進する我が国の異常性が際立っている。

「不当な価格引き上げ」か否かが問題

米国では、カップー=ヴォルステッド(Capper-Volstead)法によって、反トラスト法(独禁法)の適用除外になっている。しかし、その結果、不当価格引き上げ(Undue Price Enhancement)などにより経済厚生上の損失が生じている場合は違法とされる。

この考え方は基本的に日本でも同じであり、「一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合には、適用除外とはならない」。つまり、共販のルールが明確に合意されていれば、ルール上の問題ではなく、「不当な価格引き上げが行われているかどうか」が独禁法違反か否かのポイントになる。

例えば、飲用乳についての我々の試算では、我が国では、スーパー対メーカーの取引交渉力の優位度は7対3で、スーパーがメーカーに対して優位性を発揮し、メーカー対酪農協の取引交渉力の優位度は9対1に近く、メーカーが酪農協に対して優位である可能性が示され(図)、むしろ酪農家は買いたたかわれている。こうした状況で、酪農家組織の弱体化や独禁法の厳格適用は正当化されない。

「不当な価格引き上げ」でないことの立証

計量経済学的検証を待たなくとも、農業所得の低迷による農家減少に歯止めがかからない中、農協共販によって「不当な価格引き上げ」が行われているとは誰も思わないだろう。しかし、可能なかぎり数字で示すことで、「不当な価格引き上げ」に当たらないことを立証する努力が必要である。

ここで、必要となるのは、不当な価格引き上げにあたるか、逆に買いたたかわれているか、を判断する基準値である。例えば、飲用乳の例で、5対5の取引交渉力(図のモデルで $\omega=0.5$)を対等な水準として、そのときに計算される価格を適正価格として設定することはひとつのアイデアである。この場合、飲用乳価は生産者段階で6円、卸売段階で4円、現状より高くなる。

つまり、現状は「不当な価格引き上げ」とは逆に「不当な買いたたき」の状況下であり、独禁法の適用除外をなし崩しにする取締まり強化は間違いで、むしろ共販を強化すべきで、かつ、大手小売の「不当廉売」と「優越的地位の濫用」こそ、独禁法上の問題にすべきということになる。

補論3 世界を変えるのは女性の力

「ゆりかごを動かす手は世界を動かす」という諺がある。すべての人は、お母さん、つまり、女性の手で育て上げられる。良い人間に育つか悪い人間に育つかは女性次第。毎日毎日、掃除・洗濯・炊事と追いまくられて、その価値を見失いそうにもなるが、その毎日の繰り返しこそが、世界を動かす力を育て上げている(東城百合子『かならず春は来るから』)。幸せな社会をつくるのは女性の家事の力。家事の中でも、炊事は、人を育てる一番の基本。TPPや日米・日欧FTAで国産の安全で美味しい食材が手に入らなくなったら、社会の幸せは根底から崩壊する。いまこそ、豊かな地域社会を守るために、特に、日本女性の底力に期待がかかる。日本の未来を救えるか否かは女性にかかっている。

補論4 農業災害補償を弱体化してはならない

導入される収入保険の加入範囲が青色申告実施者に限定される中で、米麦では「当然加入」であった農業共済が、収入保険との選択性になることで、収入保険にも入らないが、災害補償の農業共済からも抜けるという「無保険農家」が増加しかねない。特に、基幹農産物の災害補償は、広くあまねく行き渡ることが不可欠であり、だからこそ、農家が自主的な相互扶助により、全員参加で基金をつくり、推進や損害評価も自分たちのボランティアで行うという、まさに「共済」が成立した。これは、実は、非常に安い費用で災害補償を実現し、農村コミュニティの持続性にも大いに貢献している。また、被害を未然に防止するための病虫害防除などの幅広いリスク・マネジメント活動も展開されている。こうした相互扶助の共済を、簡素化すれば効率化されると短絡的に考えるのは間違いである。

確かに、地域での人手不足で、従来のような体制が取り難くなっている側面もあるが、だからといって、すぐに評価体系を簡素化するのではなく、一筆方式は維持しつつ、人手不足をドローンによる調査で代替するといったように、最新技術の活用で評価手法を効率化して農家へのサービスは低下させない方向性も、もっと追及すべきである。

短絡的な簡素化の追及でなく、地域コミュニティの持続的発展に不可欠な相互扶助の共済の重要性を理解し、全員参加型できめ細かなニーズに低廉な費用で対応できる農家自らの仕組みが壊されないように、その維持のための最大限の政策的誘導策をセットにする必要があるだろう。

参考情報1 「脱・組み換え」宣言が波紋=仏ダノンに米農家反発 時事通信 2016年10月22日(土)

【シカゴ時事】 仏食品大手ダノンが、米国で「脱・遺伝子組み換え (GM)」を宣言し、波紋が広がっている。GM に依存する米農業界は、安全性に対する消費者の不安を増幅しかねないと猛反発しており、溝は埋まりそうにない。

ダノンは今年4月、主力のヨーグルト3ブランドを対象に、2018年までにGM作物の使用をやめると発表した。これまでは砂糖の原料テンサイや、乳牛のエサとなるトウモロコシなどGM作物を使ってきたが、それ以外の作物に切り替える。

米国では全食品の8割程度がGM技術を導入しているとされる。一方で、消費者の健康・自然志向の高まりでGM食品を敬遠する動きも拡大。ダノンは消費行動の変化に対応すると理由を説明する。

これに対し、全米農業連盟など生産6団体は一斉に反発。ダノン米国法人トップ宛てに異例の書簡を送り、「(GMへの)不安をあおって売り上げを増やそうとしている」と厳しく批判した。

参考情報2 2007-01-30 スターバックス：成長ホルモンを使用した牛の乳製品の使用を停止

先日トランス脂肪酸を使用した製品の使用を止めること決めた世界最大手コーヒーチェーンであるスターバックス (本社・シアトル) が、今度は成長ホルモンを用いて育てた牛からの乳製品の使用を米国内の全店舗で止めると発表した(1/17)。

参考情報3 2008-08-08 モンサント 牛成長ホルモン事業売却へ (農業情報研究所 <http://www.juno.dti.ne.jp/~tkitaba/foodsaf/news/08080801.htm>)

モンサント社が8月6日、乳牛用人工成長ホルモン：POSILACの生産事業を売却すると発表した。POSILACとは、BSTの名で知られ、遺伝子組み換え (GM) バクテリアが生成する牛成長ホルモンのブランド名である。1993年に食品医薬局 (FDA) が承認、これを乳牛に注入すると1日当たり乳量が1ガロン (約3.8リットル) 増加するとされ、1994年から米国で販売されるようになった。農務省 (USDA) の2007年の調査によると、米国乳牛の17%がこのホルモンを注入されている。

しかし、この合成ホルモンについては、牛の健康を損なう、人間にも発癌のリスクがあるとされ、EUはこのホルモンを使った牛の製品の米国からの輸入を早くから禁止してきた。米国はリスクの科学的証拠はないとWTOに提訴、WTOも米国の肩を持つ裁定を下しているが、EUは自身のリスク評価に基づき、未だに禁止を解いていない。

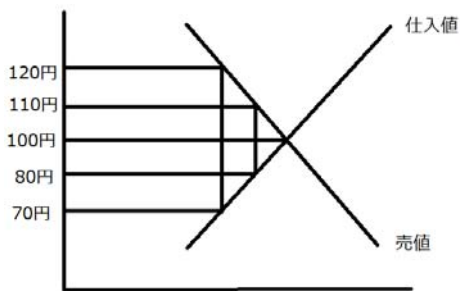
それだけではない。ウォルマート、クローガー、パブリックスなどの米国主要小売業者がBSTフリーを売り物とする牛乳を売り出すようになってきている。米国最大の牛乳ボトラーのディーン・フーズが販売するほとんどすべての牛乳はBSTフリーとなっている。モンサントは米国連邦公正取引委員会 (FTC) に対し、人工ホルモン・フリーと広告する企業の取り締まりを訴えたが、これも退けられた。

参考 新しい経済学体系～「私」「公」の2部門から「私」「公」「共」の3部門モデルへ

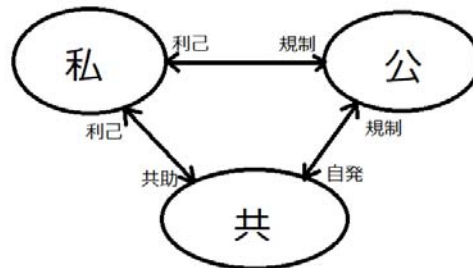
「私」＝個人・企業による自己利益追求。目先の金銭的利益の最大化のための「収奪」的経済活動。命、資源、環境、安全性、コミュニティ、公平性などへの配慮を欠く。

「公」＝国家・政府による規制・コントロール。国家管理だけで社会全体を動かそうとすれば、活力が失われる。行政コストも莫大になる。

「共」＝自発的な共同管理、相互扶助、共生のシステム。その運営主体が協同組合など。「収奪」的経済活動による弊害、すなわち、命、資源、環境、安全性、コミュニティ、公平性などの毀損を、共同体的な自主的ルールによって克服、かつ低コストで実現する。



流通業者の買ったときと高値販売の農協共販による改善



「私」「公」の2部門から「私」「公」「共」3部門の経済モデルへ

<略歴> 鈴木宣弘 (すずき・のぶひろ) 1958年三重県生まれ。1982年東京大学農学部卒業。農林水産省、九州大学教授を経て、2006年より東京大学教授。98～2010年(夏季) コーネル大学客員教授。専門は農業経済学。日韓、日チリ、日モンゴル、日中韓、日コロンビア FTA 産官学共同研究会委員、食料・農業・農村政策審議会委員(会長代理、企画部会長、畜産部会長、農業共済部会長)、財務省関税・外国為替等審議会委員、経済産業省産業構造審議会委員を歴任。国際学会誌 Agribusiness 編集委員長。JC 総研所長も兼務。『食の戦争』(文藝春秋、2013年)、『悪夢の食卓』(角川書店、2016年)、『牛乳が食卓から消える? 酪農危機をチャンスに変える』(筑波書房、2016年)、『亡国の漁業権開放～協同組合と資源・地域・国境の崩壊』(筑波書房、2017年)等、著書多数。